大阪市重度障がい者等タクシーチケット給付システム 構築及び運用・保守業務委託

調達仕様書

令和7年9月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 大阪市こども青少年局子育て支援部管理課

目次

1.	本業	務の目的と全体像	1
1	. 1.	背景と目的	1
1	. 2.	事業の概要	1
1	. 3.	事業の規模	2
1	. 4.	用語の定義	3
2.	チケ	ット給付システムの概要	4
2	. 1.	本事業が抱える課題	4
2	. 2.	導入の目的	4
2	. 3.	システム構築のイメージ	5
2	. 4.	想定スケジュール	6
2	. 5.	サービス提供方式	6
3.	本事:	業の委託内容	7
3	. 1.	委託範囲	7
3	. 2.	委託期間	8
3	. 3.	成果物	8
4.	開発	(機能要求事項)	9
4	. 1.	標準業務フロー	9
	. 1.	標準業務フロー 機能要件	
	. 2.		9
4 5 .	. 2.	機能要件	9 9
4 5 .	. 2. 開発 . 1.	機能要件(非機能要求事項)	9 9 9
5. 5.	. 2. 開発 . 1.	機能要件	9 9 9
5 . 5 5 5	. 2. 開発 . 1. . 2.	機能要件 (非機能要求事項) U I /U X デザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務	9 9 10
5. 5. 5. 5.	. 2. 開発 . 1. . 2. . 3.	機能要件 (非機能要求事項) U I /U X デザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務 1 システム方式に関する事項 1	9 9 10 10
5 5 5 5 5	. 2. 開発 . 1. . 2. . 3. . 4.	機能要件 (非機能要求事項) U I /U X デザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務 1 システム方式に関する事項 1 システム規模に関する事項 1	9 9 10 10
4 5 . 5 5 5 5 5 5	. 2. 開発 . 1. . 2. . 3. . 4. . 5.	機能要件 UI/UXデザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務 1 システム方式に関する事項 1 システム規模に関する事項 1 システム稼働時間 1	9 9 10 11 11
4 5. 5 5 5 5 5 5 5 5	開発 . 1. . 2. . 3. . 4. . 5.	機能要件(非機能要求事項)U I /U X デザインに関する事項デザイン・ブランディング関連業務システム方式に関する事項システム規模に関する事項システム稼働時間端末要件	9 9 10 11 11 12
4 5. 5 5 5 5 5 5 5 5 5	. 2. 開発 . 1 2 3 4 5 6 7.	機能要件 (非機能要求事項) U I /U X デザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務 システム方式に関する事項 システム規模に関する事項 システム規模に関する事項 ・コーンステム稼働時間 ・コーンステム稼働時間 ・コーンステムな働時間 ・コーンステムなしまする事項 ・コーンステムなしまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするまするま	9 9 10 11 11 12 12
4 5. 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5	. 2. 開発 . 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0.	機能要件 (非機能要求事項) U I /U X デザインに関する事項 デザイン・ブランディング関連業務 システム方式に関する事項 システム規模に関する事項 システム稼働時間 端末要件 性能に関する事項 拡張性に関する事項 拡張性に関する事項 は張性に関する事項 「	9 9 10 11 11 12 12 13

	. 1 2.		
5	. 1 3.	構築 (開発・テスト) に関する共通事項	14
6.	運用	開始準備	16
6	. 1.	教育に関する事項	16
6	. 2.	初回データセットアップに関する事項	18
6	. 3.	チケット二次元コード作成に関する事項	19
6	. 4.	広報物作成に関する事項	19
6	. 5.	テスト環境・導入支援に関する事項	19
7.	運用	- 保守	20
7	. 1.	運用体制	20
7	. 2.	サービスレベル (SLA)	20
7	. 3.	保守・更新	21
7	. 4.	セキュリティ・バックアップ管理	22
7	. 5.	データ保持・削除管理	22
7	. 6.	利用料金・契約条件	22
7	. 7.	報告・連絡体制	22
8.	事業	運営	23
8	. 1.	問合せ対応 (コールセンター)	23
8	. 2.	更新年度における作業	23
9.			
٠.	実施	体制に関する事項	24
	実施 . 1.	体制に関する事項 実施体制	
9	2 1		24
9	. 1.	実施体制	24 24
9 9 9	. 1.	実施体制作業要員に求める資格等の要件	242425
9 9 9	. 1.	実施体制	24242525
9 9 9 9	. 1. . 2. . 3. . 4.	実施体制	24 24 25 25 25
9 9 9 9	. 1. . 2. . 3. . 4.	実施体制 作業要員に求める資格等の要件 作業場所 受注実績 公的な資格や認証等の取得	24 24 25 25 25 26
9 9 9 9 1	. 1. . 2. . 3. . 4. . 5.	実施体制. 作業要員に求める資格等の要件. 作業場所. 受注実績. 公的な資格や認証等の取得.	24 24 25 25 25 26
9 9 9 9 9 1 1	. 1. . 2. . 3. . 4. . 5.). 留意	実施体制. 作業要員に求める資格等の要件. 作業場所. 受注実績 公的な資格や認証等の取得. 事項. 遵守すべき法令及びその他の規定.	24 24 25 25 25 26 26
9 9 9 9 1 1 1	.1. .2. .3. .4. .5.).留意 0.1. 0.2.	実施体制 作業要員に求める資格等の要件 作業場所 受注実績 公的な資格や認証等の取得 事項 遵守すべき法令及びその他の規定 経費積算にあたっての留意事項	24 24 25 25 25 26 26 26 27

1. 本業務の目的と全体像

1.1. 背景と目的

本市では、外出が困難な重度障がい者等及び多胎児を養育する家庭に対し、障がいのある方の自立と社会参加の促進、多胎児家庭の経済的負担の軽減及び外出の困難さを解消する目的でタクシー給付券を交付し、タクシー料金の一部を給付している。

現在、紙の給付券で運用を行っているが、乗車ごとに必要事項の記入が必要、給付券の紛失 リスク、給付券の追加交付や年次送付、精算業務に係る事務負担の増大、給付券の不適正使用の 懸念など、様々な課題を抱えている。

こうした状況を踏まえ、紙のタクシー給付券を二次元コードが印字されたチケット給付券に変更し、タクシー給付券の発行から、乗車時の利用、給付券の請求までの一連の手続きをデジタル化することにより、利用者、タクシー事業者、本市の業務効率化を図ることを目的として、チケット給付システムを構築する。

1.2. 事業の概要

本業務の対象となる事業の概要を、以下に示す。

【重度障がい者等タクシー料金給付事業】

- ・ 本市は、本市に居住する身体・知的障がい者等の自立と社会参加を促すため、外出が困難な重度障がい者等に対し、タクシーの利用が必要な場合にその料金の一部を給付するための重度障がい者等タクシー給付券(以下「タクシー給付券」という。)を交付。
- ・ 本市は、タクシー(又はリフト付タクシー)の乗車料金の一部を給付。(給付額は上限 500円(リフト付は上限 2,000円))
- ・ 利用者は、申請時に①タクシー②リフト付タクシー③併用のいずれかを選択。(リフト付 タクシーは要件あり)
- ・ 利用者に1年間に交付するタクシー給付券は96枚まで。(年度途中申請の場合は、月割り (月8枚))
- ・ 年度当初に1冊 32 枚綴で交付、2 冊目以降は、交付申請を受け、交付。(大阪市重度障が い者等タクシー料金給付事業実施要綱第2号様式参照)
- 利用者は、1回の乗車で1枚しか使用できない。

(参考) 重度障がい者等タクシー料金給付:

大阪市:重度障がい者等タクシー料金給付 (…>障がいのある方へ>お知らせ)

【多胎児家庭外出支援事業】

・ 本市は、本市に居住する多胎児を養育する家庭(以下「多胎児家庭」という。)に対し、 多胎児家庭の経済的負担の軽減及び外出の困難さを解消し、もって子育て支援の充実を 図るため、多胎児とともに外出した際に利用するタクシー料金を助成。

- ・ 本市は、基本分の4枚+12か月分(12月×3枚)の合計40枚(1枚あたり500円) 分のタクシー乗車料金を助成。
- ・ 年度途中に新規申請が行われた場合、利用者に交付する枚数は、基本分の4枚+申請の 属する月(申請書類が本市に届いた日の属する月)から年度末までの月数 ×3 枚の合計。
- ・ 利用者は、1回の乗車において、利用枚数の制限なし。
- 利用者は、新規申請後、年度毎の年度更新の申請は不要。
- ・ 利用者は、タクシー料金の支払い時に、母子健康手帳を提示し、運賃からタクシー給付 券の利用枚数分の金額を差し引いた額を支払い。

(参考) 大阪市多胎児家庭外出支援事業:

大阪市:大阪市多胎児家庭外出支援事業 (…>金銭的支援>育児に関する金銭的支援)

なお、多胎児家庭外出支援事業においては、令和 9 年度から以下の通り変更を予定している。 【多胎児家庭外出支援事業の変更点(予定)】

- 利用単位を「枚数制」から「金額制」に変更
- ・ これまでの「1 枚あたり 500 円×40 枚 (年間 20,000 円分)」の給付から、「年間 20,000 円分」の金額ベースでの給付に移行(基本分の 2,000 円 +12 か月分 (12 月 ×1,500 円) の合計 20,000 円分)
- ・ 年度途中の新規申請における給付額は、基本分 2,000 円+申請月から年度末までの月数 ×1,500 円の合計金額
- ・ 1回の乗車における利用金額の制限なし

1.3. 事業の規模

令和5年度実績を、「図表1-1重度障がい者等タクシー給付事業規模」及び「図表1-2多胎児家庭外出支援事業規模」 に示す。

種類		給付額	交付可能枚数	交付対象者数	使用枚数	タクシー台数等
タクシー給付	距	1乗車につき	年間最大 96	16,647 人	約 268,000 枚	タクシー台数
券	離	最大 500 円	枚			約 17,000 台
タクシー給付	制	※障がい者手		127 人		
券		帳による1割	1冊32枚×3			事業者数
(戦傷病者及 び原爆被爆者 用)		引き後の料金 に適用 	冊を使用状況 に応じて区で 交付			約 250 事業者
リフト付きタ クシー給付券	時間	1乗車につき 最大 2,000円		9,366人	約 288,000 枚	
) / MIII / MI	制	戦人 2,000 1 ※ 障がい者手				
		帳による1割				
		引き後の料金				
		に適用				

図表 1-1 重度障がい者等タクシー料金給付事業規模

図表 1-2 多胎児家庭外出支援事業規模

種類		給付額	交付可能枚数	交付対象者数	使用枚数	タクシー台数等
タクシー給	距	1乗車につき	年間最大	906 人	約 16,000 枚	タクシー台数
付券	離	利用枚数の制	40 枚			約 15,000 台
	制	限は無し				
		※おつりはなし				

1.4. 用語の定義

本仕様書に記載する重要な用語については、「図表 1-3 用語の定義」 に示す。

図表 1-3 用語の定義

項番 用語 説明 1 重度障がい者事業 本仕様書における重度障がい者等タクシー料金給付事業の略。 2 多胎児家庭事業 本仕様書における多胎児家庭外出支援事業の略。 3 本事業 項番1又は2の事業。 4 チケット給付券 利用者が障がい者手帳/母子健康手帳と共に保持する紙のチケット付券。給付券には二次元コードが印字されており、乗車時にタクー運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが用できる。	シ 利
2 多胎児家庭事業 本仕様書における多胎児家庭外出支援事業の略。 3 本事業 項番1又は2の事業。 4 チケット給付券 利用者が障がい者手帳/母子健康手帳と共に保持する紙のチケット付券。給付券には二次元コードが印字されており、乗車時にタクー運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが用できる。	シ 利
3 本事業 項番1又は2の事業。 4 チケット給付券 利用者が障がい者手帳/母子健康手帳と共に保持する紙のチケット 付券。給付券には二次元コードが印字されており、乗車時にタク 一運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが 用できる。	シ 利
4 チケット給付券 利用者が障がい者手帳/母子健康手帳と共に保持する紙のチケット 付券。給付券には二次元コードが印字されており、乗車時にタク 一運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが 用できる。	シ 利
付券。給付券には二次元コードが印字されており、乗車時にタク ー運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが 用できる。	シ 利
ー運転手のスマートフォンアプリで読み込むことで、チケットが 用できる。	fi]
用できる。	-
	-
	£
5 チケット二次元コード チケット給付券に印字される二次元コード。	T.
6 利用者 本事業により提供するタクシー給付券の利用者。本市に申請し、	/
ケット給付券を交付された重度障がい者、多胎児家庭の保護者等	
7 事業担当者 本事業に従事する本市職員。	
8 区役所職員 各区役所にて、市民から本事業の申請を受け付け、チケット給付	矣
の払出し等を行う本市職員。	
9 本システム 本委託で構築するアプリケーションソフトウェア。ここでは、以	下
のフロントエンドシステムとバックエンドシステムを指す。	
■フロントエンドシステム	
タクシー運転手向けスマートフォンアプリ、利用者向け Web ペー	ジ
(マイページ)	
■バックエンドシステム	
事業担当者、区役所職員、タクシー事業者が利用する業務管理画	面
10 スマートフォンアプリ アプリケーションソフトウェア。スマートフォン上で動作する特	定
の機能を有するプログラムを言う。ここでは、タクシー運転手が	削
用するアプリを指す。	
11 タブレット 新規申請、変更申請等の際に、利用者が申請フォームより入力す	5
際に利用するデバイス。申請フォームより入力した内容は、自動	的
に本システムに取り込まれる。	
12 マイページ 利用者がチケット残枚数等を確認できる、Web 上のマイページ。	
13 業務管理画面 本システムのバックエンドシステムを指し、本市の事業担当者や	<u>X</u>
役所職員、タクシー事業者の担当者が申請情報の登録や実績確認	•
報告を目的とした機能を有する Web システムをいう。	
14 総合福祉システム 本市の福祉六法(生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに	
婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法	!
全般に加え障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた	め
の法律に係る業務、母子保健法に係る業務を扱うシステム。	
本事業の交付対象者情報を保持している。	
15 福祉台帳番号 総合福祉システム (上記項番 14) において、障がい者福祉サービ	ス
の受給者を一意に識別するために付与される管理番号。	

2. チケット給付システムの概要

2.1. 本事業が抱える課題

1.2 で示した本事業は、現在紙ベースによる運用を行っていることで、本市、利用者、タクシー事業者において次のような課題が生じている。

【本市における課題】

- ・ 給付券が紙であることから、郵送や集約・突合がすべて手作業で行う必要があり、事務 が煩雑になっている
- ・ タクシー事業者からの請求 (5~6万件/月) を、約2週間の非常にタイトな期間で処理 しなければならない
- ・ 給付券の作成・送付や、タクシー事業者からの実績確認の委託費等、膨大な費用がかかっている
- ・ (重度障がい者事業)使用枚数制限があるにも関わらず一度の乗車で複数枚を使用する、 タクシー事業者が実際とは異なる利用実績を報告する、交付対象者以外が使用するなど 不適切な使用が見受けられ、委託による点検や実地調査等を行っているものの、摘発は 難しい状況である
- ・ (重度障がい者事業)不適切な使用により、利用者の利用実態の把握が困難な状況にある

【利用者における課題】

- ・ タクシー乗車時に、給付券に乗車日時等の記入が必要
- ・ (重度障がい者事業) 障がい者手帳による割引と本事業の給付券による割引の2つがあり、乗・降車時に障がい者手帳の提示や給付券への手書き対応などが煩雑になっている

【タクシー運転手・事業者における課題】

- ・ 各事業者の事務担当者はタクシー運転手から受け取った給付券を集約し、実績報告 (Excel ファイル)を手作業で作成しており、手作業による事務処理の誤りが頻発している
- ・ 実績報告と給付券をあわせて本市に送付する事務がすべて手作業で煩雑になっている
- 本市からの不備指摘に対する実績報告の再確認等の対応が、毎月発生している

2.2. 導入の目的

2.1. で示した課題を解決するにあたり、チケット給付システムを導入して紙のタクシー給付券を二次元コードが印字されたチケット給付券に変更することにより、タクシー給付券の申請・発行から、乗車時の利用、給付券の請求までの一連の手続きをデジタル化することで、利用者、タクシー運転手・事業者、本市の三者とって最適化されたサービス提供を目的としている。三者における主な効果は、以下の通り。

【利用者の利便性向上】

- タクシー乗車時の手書き記入作業の廃止
- ・ チケット給付券利用の手続き簡素化
- ・ 必要なお知らせや利用履歴の閲覧が可能

【タクシー運転手・事業者の業務効率化】

- 手作業による実績報告作業作成の自動化
- 給付券の集約・送付業務の効率化
- 事務処理誤りの削減と不備対応業務の軽減

【本市の業務効率化】

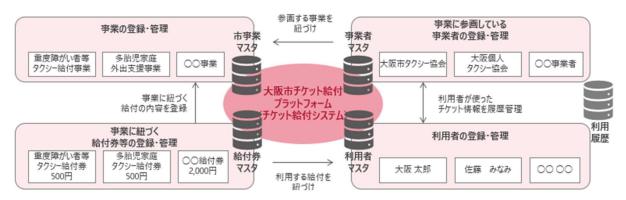
- ・ 給付券の郵送・集約・突合作業の自動化
- 請求処理期間の短縮と事務負担の軽減
- 給付券作成・送付費用の削減
- 不適切使用の防止と利用実態の正確な把握

また、本システムは重度障がい者事業と多胎児家庭事業のみならず、同様のスキームを持つ他の事業においても活用可能なプラットフォームとして構築し、複数部局での利用を可能とすることで、本市全体のDX推進と行政運営の効率化に寄与することを目指す。(「別添1 チケット給付システム業務イメージ(概念図)」参照)

2.3. システム構築のイメージ

2.2. で示した解決の方向性の通り、本システムは同じスキームの事業も活用する(複数部局も利用)プラットフォームとなるシステムの構築を目指す。また、配車アプリやタクシー事業者の保有システム、本市の他のシステムとの連携が容易となるよう、認証・参照・更新機能を持つ連携 API を公開する等、本市や事業者が今後他のシステムとも連携可能な拡張性の高いシステム構成とし、将来的なシステム間連携やデータ活用の発展に対応できる設計とすること。

システム構築のイメージを「図表 2-1 システム構築イメージ」に示す。



図表 2-1 システム構築イメージ

2.4. 想定スケジュール

本システムの構築については、令和7年度にシステム開発・運用保守事業者(本調達事業者) を調達し、令和9年4月のシステムリリースを予定している。また、利用期間は令和9年4月から令和14年3月末までとする。なお、令和14年4月以降の本システムの利用については、別途協議を行うものとする。

R7年度 R8年度 (2025年度) (2026年度) (2027年度) 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 ▲契約 ▲タクシー事業者 ▲タクシー運転手 説明会 研修会 ▲区役所 ▲新運用開始 説明会 (コールセンター) 入札 開発 受入テスト 準備 システム利用 事業運営

図表 2-2 導入までの想定スケジュール

※マイルストンは想定。具体的な時期や回数については、本市と協議の上決定。

2.5. サービス提供方式

本システムは、本市が開発費用を負担して構築するが、構築後は受注者が SaaS サービスとして他の自治体等にも提供可能な形で運営することを想定している。本市は、本番運用開始後、当該 SaaS サービスの利用料を支払う形で本システムを利用するものとする。サービスの提供にあたっては、本市独自機能と共通提供機能を整理し、提供形式を検討すること。

受注者は、他自治体への展開を見据えたスケーラブルなシステム設計とし、本市での運用実績を活かして他自治体にも同様のサービスを提供できる体制の構築やシステム監視、更新、障害対応等を行うこと。ただし、他自治体への展開に当たっては、本市の個人情報や業務データの機密性・独立性を確保し、適切なデータ分離とセキュリティ対策を講じることを必須とする。

また、本業務委託の終了時において、他システムに移行する場合、システム移行に必要な措置を講じ、作業の支援を行うこと。個人情報をはじめ本システムが保有する本市データ、ファイル、データレイアウト等、必要な移行データを提供可能なデータ形式(CSV 形式等)により提供すること。

3. 本事業の委託内容

3.1. 委託範囲

本業務委託範囲は、本システムの開発、事業運用に必要な準備、運用・保守、及び事業運営を行うものとする。 (「図表 3-1 本業務委託の範囲(概要)」及び「図表 3-2 本業務委託の内容と対応時期」を参照)

図表 3-1 本業務委託の範囲(概要) R7年度(2025年度) R8年度(2026年度) R9年度(2027年度) R13年度(2031年度) ♀ アプリリリース 仕様者作成·調達 開発フェーズ 運用フェーズ ★タクシー事業者 ★区役所 ★タクシー運転手 説明会 説明会 研修会 ★タクシー事業者 事前説明会 Α C 運用·保守 スマートフォンアプリ (二次元コード読取、履歴確認 画面等)、業務管理画面 (実績確認・申請等)、Webページ (チケット利用者・タクシー事業者向けマイページ、申請フォーム等)、バッチ処理等 本システム (SaaSサービス) のサービス利用を前提とする B運用開始準備 D 事業運営 区役所説明会支援、90 新運用開始後:問合せ対応(コールセンター)※、 更新年度に向けたデータ抽出及び印刷データ作成等 シー事業者向け研修・広 報支援、マニュアル作成、 ※問合せ対応は、R9年度・R10年度の2年間 試行運用 等 拡張機能検討·開発 追加機能の開発、他システムとの連携拡大 他事業への展開検討等

図表 3-2 本業務委託の内容と対応時期

	業務内容	対応時期	備考
Α	システムの開発・テスト	令和8年1月~	「別添2業務フロ
	・ スマートフォンアプリ(タクシー運転手利用)	令和9年3月	一案」、「別添3
	・ インターネット上のマイページ (利用者利用/タク		機能一覧」 参照
	シー事業者利用)		
	業務管理画面(事業担当者・区役所職員利用)		
	・ タブレット申請時用申請フォーム(利用者利用)		
	・ バッチ処理(年次・週次・随時)		
В	運用開始に向けた準備	令和8年8月~	
	・ 運用開始に向けた準備(マニュアル作成、タクシ	令和9年3月	
	一事業者向け研修の企画・実施、広報物作成)		
	・ 試行運用(タクシー事業者の利用支援)		
	・ 初回データセットアップ(総合福祉システムから		
	のデータ連携、マスタ登録等)		
	・ コールセンター立ち上げ準備		
С	運用・保守	令和9年4月~	
	・ 本システム(SaaS サービス)のサービス利用	令和14年3月	

	業務内容	対応時期	備考
D	事業運営	令和9年4月~	※コールセンターの
	・ 問合せ対応 (コールセンター)	令和 14 年 3 月	設置は令和 10 年度
	・ 更新年度に向けたデータ抽出及び印刷データ作成	(※)	末までとする
_	プロジェクト管理	令和8年1月~	
		令和14年3月	

3.2. 委託期間

委託期間については、令和7年度から令和8年度にかけて開発フェーズ期間、令和9年度から13年度までの5年間を運用フェーズ期間とする。ただし、令和8年度の下半期は、準備及びテスト期間として十分な時間を確保すること。

3.3. 成果物

本業務の成果物について、以下に示す。 ただし、データは Microsoft 365 や PDF 形式などの 閲覧可能な形式で保存すること。契約後、提出方法及び納期については、本市と協議の上決定すること。

【提出物】

- ・ プロジェクト計画書(契約締結後、14営業日以内)
- ・ テスト実施計画書
- ・ 受入テスト計画書、受入テスト実施手順書、受入テストシナリオ等
- ・ 受入テスト結果報告書
- 障害対応運用手順書
- · 教育·研修結果報告書
- ・ 事業担当者向けマニュアル及び FAQ
- ・ 区役所職員向けマニュアル及び FAQ
- ・ タクシー事業者向けマニュアル及び FAQ
- ・ タクシー運転手向けマニュアル及び FAQ
- 説明会・研修用マニュアル
- ・ チケット二次元コード印刷用データ (新運用開始時、更新年度時(令和13年度末))
- スマートフォンアプリのアイコンデータ
- ・ 各種広報物データ
- · 業務完了報告書 (開発·運用開始準備)
- · 業務完了報告書(事業運営)·稼働状況報告書(毎月10日以内)
- 本市システム終了時手続きデータや各種情報資産
- ・ 会議・打合せ等の議事録
- ・ プロジェクト管理資料(進捗管理、課題一覧等)
- ・ その他、本市と事業者にて別途協議して定めたもの

4. 開発(機能要求事項)

4.1. 標準業務フロー

本市が想定する標準的な業務フローは、「別添2業務フロー案」の通りである。記載の要件を 踏まえ、本サービスにおいて実現する業務フローについて提案すること。

4.2. 機能要件

本システムに求める機能は、「別添3機能一覧」に示す。「別添3機能一覧」に記載する要件については、原則、実装する必要があるが、提案するシステムで要件を実現できない場合は、代替案を提示すること。 また、「別添3機能一覧」に含まれない機能であっても、本市及び本業務委託の履行において有用と想定される機能がある場合は、本委託の費用の中で対応できる範囲で提案を行うこと。

5. 開発(非機能要求事項)

本システムにおけるインシデントの発生は、本市の信頼失墜に直結することを十分に理解し、その発生を最小限に抑える仕組みと運用保守体制を確立すること。また、本システムの利用促進を図るため、使いやすいシステムの提供、分かりやすいマニュアル・FAQの作成、更新を行うこと。

5.1. UI/UXデザインに関する事項

(1) **UI/UX**デザイン

本システムは、高齢者を含むタクシー運転手、システムに不慣れなタクシー事業者の担当者、 障がい者等 多様な利用者が使用することを踏まえ、ユーザ目線のシンプルかつ直感的な操作が できるUI設計とすること。見やすく、わかりやすく、使いやすいレイアウトやフォント、色、 アイコンなど統一的なシステム全体のデザインを設計し、入力作業や画面遷移等を最小限とし、 高速なレスポンスを確保するなど快適なUXを提供すること。

本システムの広報物において、システムデザインと統一感のあるトーン・マナーで作成する こと。障がい者や高齢者等の多様な利用者に配慮し、読みやすいフォントサイズ、分かりやすい 表現、適切なコントラスト比を確保する等、様々な状況にある利用者が快適に利用できるデザインとすること。

(2) 音声ガイド機能

タクシー運転手及び利用者の利便性向上のため、スマートフォンアプリには画面操作と連動 した音声ガイド機能を実装すること。主要な操作手順や注意事項について、画面表示と併せて音 声による案内を行い、視覚的な確認が困難な状況や操作に不慣れなタクシー運転手にも配慮した 設計とすること。

(3) アクセシビリティ

様々な状況にある利用者が一定数存在すると想定し、本市のウェブアクセシビリティ方針に 準拠すること。

【本市ホームページ ウェブアクセシビリティ】

https://www.city.osaka.lg.jp/main/site_policy/000000143.html

(4) その他

開発・構築中のサービスの画面、機能、コンテンツについて、利用者への意見聴取なども踏まえてユーザビリティ及び利便性、サービスの有用性を高めるため、プロトタイプ、試作の評価を行い、必要な改善を行うなど UI/UX デザインを設計すること。

5.2. デザイン・ブランディング関連業務

受注者は、本システムに関連する以下のデザイン・ブランディング業務を実施すること。なお、本業務で作成される成果物については、本市の協議の上で決定するものとする。

(1) スマートフォンアプリのアイコンデザイン・作成

受注者は、iOS 及び Android 用のスマートフォンアプリケーションのアイコンについて、企画からデザイン、作成まで一連の業務を実施すること。なお、本業務で作成するアイコンの著作権は受注者に帰属するが、本市は当該アイコンデザインを広報物やシステム関連資料において無償で使用できるものとする。

(2) サービス名称の検討・提案

本システム及び関連サービスの名称について検討・提案を行い、商標調査を含む法的確認を 実施すること。

5.3. システム方式に関する事項

(1) アプリの構築手法

スマートフォンアプリについては、ユーザビリティ等を鑑みて、ネイティブアプリでの構築 を想定しているが、本事業の目的や全体像を実現するために、最適な構築手法を提案すること。 また、既存のアプリやパッケージを組み合わせて、全体としてサービスを提供するなど複数アプ リによる構築の提案を妨げるものではない。

なお、開発バージョンは、契約時点での最新版に対応すること。また、開発及びテストで使用するモバイル端末及びアプリの運用に必要な環境(サーバ等)は受注者にて準備すること。

(2) システムの実現・開発手法

本システムの実現・開発手法として、既存製品の活用やスクラッチ開発、ウォーターフォール型の開発やアジャイル型の開発、といった特定の実現手法は問わないが、品質の確保とスケジュールの順守が可能な開発手法である必要がある。

(3) システム基盤

本システムのシステム基盤としてはクラウド環境を想定している。クラウド環境の採用に当たっては、セキュリティの確保の観点を十分に配慮し、適切なセキュリティ対策を講じること。

5.4. システム規模に関する事項

システム規模に関する参考情報としては、「図表 1-1 重度障がい者等タクシー給付事業規模」及び「図表 1-2 多胎児家庭外出支援事業規模」を参照すること。ただし、2.5.で示す通り、今後取り扱う事業や自治体が増えることも考慮すること。

5.5. システム稼働時間

本システムは、24 時間 365 日の稼働を基本とする。ただし、動作確認等の計画停止はこの限りではない。

(1) 計画停止

計画停止は、システム利用者に影響の少ない時間帯で行うこと。また、計画停止を行う場合は、1か月以上前までに本市に保守計画の時期、内容を通知、説明するとともに、実施に当たっては事前に本市と調整を行うこと。

(2) 障害対応手順の作成

障害時の連絡体制、対応フォロー等を定めて、運用手順書に記載すること。

5.6. 端末要件

本システムは、以下に記載の端末要件で動作すること。ただし、システム利用者が任意でダウンロードするスマートフォン・タブレットアプリの利用は可とする。

(1) 利用者端末

システム利用者が使用する PC の他、スマートフォンやタブレット等、可能な限り多様な端末、 OS、ブラウザからのアクセスに対応すること。

(2) 本市職員端末

本市職員(事業担当者及び区役所職員)が利用する庁内端末やタブレットで利用できること。 アドインやプラグイン等のソフトウェア追加は不可である。タブレットについては、本市が準備 する端末において書類撮影・OCR 読み取り機能が正常に動作するシステムを構築すること。

なお、システム提供期間中に端末の入替もあり得るため、項目で記載している環境以外でも 本サービスを利用できる場合、本契約に含むものとして提供し、利用可能な環境について発注者 あてデータの送付により通知すること。

また、利用可能な環境に変更がある場合、発注者あてデータの送付により通知すること。

	0S	ブラウザ
【庁内端末】 FATPC モデル シンクライアント モデル	Windows11 及び以降のバージョン	Microsoft Edge ※サポート期間内のバージョンに対応 すること
【タブレット】 iPad	iPad0S17.0 及び以降のバー ジョン	Safari ※サポート期間のバージョンに対応す ること

図表 5-1 本市職員(事業担当者及び区役所職員)端末

(3) プリンタ

本市職員(事業担当者及び区役所職員) が利用するプリンタで、帳票等の印刷が可能であること。

5.7. 性能に関する事項

記載の要件をふまえ、同時アクセスが発生した場合においても業務に支障を与えない十分な性能を確保すること。また、各システムのレスポンスについて、オンライン処理(スマートフォンアプリ、Web等)は平均3秒以内の応答性能を確保、バッチ処理については、業務に支障をきたさない範囲の処理性能を確保すること。

なお、本市が提供するネットワークの影響及び縮退運転時については除外とする。

5.8. 拡張性に関する事項

利用者及び処理件数の増加、事業の種類・項目・件数の増加に際しても、大きな作業を伴うような開発・調整作業を必要とせず稼働できるよう、容易に規模の拡張、スケールアウトが可能な設計とすること。

5.9. 上位互換性に関する事項

クラウドサービス(クラウドサービスを利用する場合)、OS、サーバソフトウェアのバージョンアップ又は変更に備えた構成とすること。要件を次に示す。

(1) クラウドサービス(クラウドサービスを利用する場合)のバージョンアップ

本システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、軽微なバージョンアップについては自動適用を前提とする。大規模なバージョンアップについては、本システムへの影響を事前に精査し、適用を検討した上で、適切な対応を行うこと。

(2) **OS** 等への依存

原則、特定バージョンへの依存は避けること。なお、やむを得ず OS、ミドルウェア等の特定 バージョンに依存する場合は、その利用を最低限とし、バージョンによる問題が発生した際は、 対応すること。

また、利用者の端末の OS は下記を想定しているが、受注者の提案に基づき、本市と協議の上決定すること。

- ・iOS:サービス開始時点でiOS16.0以降のバージョンが稼働するiPhone
- ・Android OS:サービス開始時点でバージョン 11.0 以降のバージョンが稼働するスマートフォン

なお、利用者がダウンロードしやすく、かつセキュリティ等の信頼性を得るため、アプリマーケット (App Store / Google Play) での配布を実施すること。

(3) クライアント端末・タブレットの更新

クライアント端末やタブレットが更新され、OS や Web ブラウザとして新しいバージョンのものを利用することとなっても、業務運営に極力支障が生じないようにすること。

5.10. 中立性に関する事項

特定のシステム事業者の技術に偏らない中立なシステム構造を持ったシステム構築を図ること。本システムの一部が特定のベンダーに依存している場合であっても、システムの切り替え時に、利用者に影響を及ぼさないこと。

5.11. 情報セキュリティに関する事項

個人情報保護・情報セキュリティ対策についてクラウド技術を利用する場合、もっとも懸念されるのが機密情報を含むデータの取り扱いであり、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」、「大阪市情報セキュリティ管理規程」、「大阪市情報セキュリティ対策基準」、「大阪市クラウドサービス利用基準(貸与資料)」を中心とした関連法令・条例等に基づく高いセキュリティレベルを持つネットワークを提案すること。

(1) セキュリティ管理

本システムにおけるセキュリティリスクを低減させるための以下の対策を講じること。

- ・ 認証符号 (ユーザ ID) 及び暗証符号 (パスワード) により利用者を限定する。暗証符号 については、定期的に変更する。
- ・ ネットワークの保護安全対策 インターネットクラウドサービス提供事業者のサーバ機器との結合はインターネット経 由で行うことから、盗聴、改ざん等を防止するため、暗号化・復号化の仕組みを必須とす る。
- ・ 不正アクセス対策
 - (ア) 庁内外からの不正な接続及び侵入、データの漏えい、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じる。セキュリティ機能の稼働状況を監視し、不正アクセスによるシステムへの攻撃を発見したときは、必要に応じて警告等を発するなど、速やかに対策を講じる。また、継続的にセキュリティが確保されるよう、PDCA サイクルで管理運用を行い、セキュリティレベルが低減することのないように取組む。
 - (4)システムの稼働状況、利用状況等のログを取得し、取得したログの漏えい、改ざん、 消去、破壊等を防止できる機能を設ける。
- コンピュータウィルス対策
 - (ア)アンチウィルスソフトウェアを活用する等により、不正プログラム対策を実施し、各システム及びデータの保護を行う。
 - (イ)WAFや IPS などによる不正侵入、改ざん等に対する対策を講じること。また、IDS については定期的にシグネチャのリリースを確認し、アップデートを実施すること。
 - (ウ) DDos/Dos、SQL インジェクションやクロスサイトスクリプティング等の攻撃をはじめ、 各種 OS・ミドルウェアへの脆弱性を突いた攻撃に対して対策を講じるとともに、異常 を検知した場合に本市にも通知するとともに自動でアクセスを遮断する等対処すること。
 - セキュリティ診断
 - (ア) システム構築完了時にデータセキュリティ診断を実施し、個人情報保護及びデータ管

理の適切性を確認すること。

- (イ) 脆弱性診断を定期的に実施し、システムの安全性を継続的に検証すること。診断結果で発見された脆弱性については、リスクレベルに応じて速やかに対処すること。
- (ウ)診断結果については本市に報告し、必要に応じて対策の協議を行うこと。

(2) データ管理

データの保管場所として、本システムで取り扱うデータを管理するデータセンターの物理的 所在地は日本国内であること。障害発生等により他データセンターでのリストアが必要な場合も、 業務データ等が日本国外のデータセンターに移管されないこと。

また、伝送データの暗号化については事業者提案としているが、インターネットに接続する場合は、電子証明書及びタイムスタンプが使用され、情報の暗号化及び時刻の保証を実現すること。

なお、本システムが保有する本市データの所有権は本市にあり、第三者が二次利用を行うことはできないものとする。

5.12. 情報セキュリティ稼働環境に関する事項

クラウドサービスへの接続構成 (クラウドサービスを利用する場合)、ハードウェアの構成、 ソフトウェア製品の構成について記載する。

(1) クラウドサービスへの接続構成 (クラウドサービスを利用する場合)

クラウドサービスの接続構成については、受注者において要件を満たす構成を提案すること。 なお、クラウドサービスのセキュリティ要件として、原則 ISMAP、ISMAP(LIU)又は ISO/IEC27017、18 に準拠する認証を取得していること。認証がないサービスを利用する場合、 当該サービスが ISMAP 認証を受けている IaaS 上で構築され、かつ本アプリを開発・運用保守を 行う事業者は、原則 ISO/IEC27001、27017、27018 のうちいずれかに準拠する認証を有している こと。

上記によらない場合、契約締結後、同等以上のセキュリティ要件を担保できるよう本市と協 議、調整すること。

(2) ハードウェアの構成

ハードウェアの構成については、受注者において要件を満たす構成を提案すること。

(3) ソフトウェアの構成

ソフトウェアの構成については、受注者において要件を満たす構成を提案すること。

5.13. 構築 (開発・テスト) に関する共通事項

(1) プロジェクト計画

受注者は、契約締結後、14 営業日以内に開発期間に実施するスケジュールや実施項目等をまとめた「プロジェクト計画書」を作成し、本市の承認を得ること。

(2) 構築方針

本システムは、以下のサービス構築方針のもと、開発を行うものとする。

・ 本システムは、他システムとの連携を考慮し、オープン化(特定業者による技術に偏向

してないもの)された標準的手法や標準化された製品・ソフトウェア等を用い、機能拡張性及び保守性の高いシステムとし、Web 方式とすること。

- ・ システム稼働後最低5年間は利用を継続できる(サポートが行われる)技術・言語を使用し、0Sやウイルスソフトの更新等を行えば、それ以降も一定期間継続利用が可能であること。
- ・ 本システムは、インターネットクラウドサービスを利用したシステムとして提供し、本 市にデータセンターの利用料等、ファシリティに係る費用が発生しないこと。
- ・ 開発作業に必要な設備(サーバ、端末、ネットワーク機器、開発用ソフトウェア等)に ついては事業者において準備すること。
- ・ 機能追加やパッチの適用を行う際は、本番環境に影響が出ないよう留意するとともに、 必要に応じて本番環境とは別環境にて試験を行うこと。
- ・ 障害につながりうる事象を早期に発見できる監視機能、プログラムとすること。
- ・ 運用開始後、媒体破損、データ及びプログラム不良による成果物の再作成及び修正を保証できるように、受注者の責任において納入成果物の複製物を補完すること。

(3) 本番環境

受注者は、本市職員(事業担当者及び区役所職員)、タクシー事業者、タクシー運転手及び 利用者が利用する本番環境を開発すること。なお、本市職員は本市ネットワークに接続された端 末からプロシキを経由して利用する必要がある。タクシー事業者、タクシー運転手及び利用者は、 インターネット環境を利用するものとする。

本番運用開始後は、本番環境においてテストモードでのログイン機能を実装し、タクシー運 転手がスマートフォンアプリ操作に習熟できるよう配慮すること。

本市職員が利用する端末(タブレット含む)、プリンタは本市で準備する。

(4) テストに関する事項

受注者は、スケジュールや実施項目等、テストで実施する内容をまとめた「テスト実施計画書」を作成し、本市の承認を得ること。また、テストの実施に関しては、以下に留意すること。

【テスト方法】

- 事業者は、テスト実施計画書に基づき、必要なテストを主体的に実施すること。
- 総合テストは、実際の本番環境と同じ状態で実施すること。
- ・ 各テストにおいて発生したエラーは、復旧作業及び原因の解明、対策を行い本市へ報告 すること。
- 性能面での問題が発生した場合にはチューニングを施すこと。
- 使用するテストデータは、受注者で準備すること。
- ・ 本市提供の外部のシステム (総合福祉システム) から取得した CSV データの取り込みテスト及び取り込み後の正常及びエラー結果 (不突合を想定した CSV データでの取り込みテスト後、不突合結果が正常に返るかどうか) に関するテストを行うこと。

(5) 受入テスト

受注者による全テスト終了後、事業担当者における受入テストを実施できること。受入テストは、実際の運用に合わせたシステム全体の機能及び性能の確認、事業担当者によるマニュアルの検証と運用訓練、エンドユーザ(タクシー事業者、タクシー運転手、利用者)による総合的な

機能検証を目的とする。なお、受入テスト実施前に、作業体制、履行場所等具体的な内容については本市と協議の上、本番と同様の環境で実施するものとする。

また、協議状況を踏まえた受入テスト計画書、受入テスト実施手順書、受入テストシナリオ 等を作成し本市に提出すること。また、受入テスト終了後には、受入テスト結果報告書を作成し、 本市に提出すること。

また、受入テストにおいて判明した課題は、システム利用期間の開始までに対策を行うこと。 ただし、本番環境のリリースに影響がない部分については、本市に完了時期を明確に提示したう えで、リリース後の修正としてもかまわない。

(6) 構築 (開発・テスト) に係る会議体

本システムの構築を円滑に実施できるよう、必要な会議を開催すること。想定する会議体について「図表 5-2 構築 (開発・テスト) に係る想定会議体」に示すが、必要に応じて本市と協議の上、追加しても構わない。

また、本市と協議の上、Web 会議での実施も可能とする。

図表 5-2 構築 (開発・テスト) に係る想定会議体

本市の想定する会議体	実施内容
構築(開発・テスト)会議	進捗会議、課題会議、要件・仕様の調整等

6. 運用開始準備

6.1. 教育に関する事項

(1) 教育・研修計画の策定

教育・研修の対象者、スケジュール、実施内容、実施方法(集合研修、テキスト、及び動画等)、教材作成等の教育・研修作業全般に関する「教育・研修計画書」を作成し、本市の承認を得ること。

(2) 研修に関する要件

ア 説明会・研修の実施

本市事業担当者、区役所職員、タクシー事業者に対して、本システムの機能概要の説明会と操作研修を実施すること。受注者は、説明会・研修の内容、実施方法、時期・回数について、本市と協議の上、研修の支援をすること。なお、各説明会・研修の実施方法については、教育対象者の特性や研修内容を踏まえ、対面、オンライン、オンデマンド等の中から最も効率的かつ効果的な方法を提案すること。現在本市が想定している本システムの説明会・研修について、「図表 6-1 教育対象」に示す。

図表 6-1 教育対象

	説明会・研修	教育対象者	内容	時期・回 数 ※	教育対象 者数
1	本市職員説明会	事業担当者	本事業の業務所管の本市職員に対し、本システムの概要説明、操作方法、マスタ管理、トラブル時の対応等、事業運営に必要となる全般の説明を行う。	新システ ムでの事 業リリー スまでに 1回程度	約5人
2	区役所説明会	区役所職員	各区役所職員に対し、本システムの概要説明、区役所業務の機能・操作説明を行う。説明は一連の業務シナリオ(申請受付等)を作成し、シナリオに沿った機能・操作方法について説明すること。	新システ ムでの事 業リリー スまでに1 回程度	約 50 人
3	タクシー事業者 説明会	タクシー事 業者(個人 事業主を含 む)	タクシー事業者(個人事業主を 含む)に対し、本システム導入 の背景・目的、事業者としての 役割、システムの基本操作、運 転手への指導方法等の説明を行 う。	令和8年4 月~9月頃 に1回程 度	
4	タクシー運転手 研修会	タクシー運転手	本システムのスマートフォンア プリを利用するタクシー運転操作 プリを利用するタクシー運転操作 方法、トラブル発生時の対応明 利用するなお、タクシー運転子の 中には、スマートフォンテもは、スマートフォン方もは、実機をでしたがないです。 では、実機を使っていないがない。 は、具体的なする等、や、具体に関れていないができたがあまる。 や、具体のは、実機をでしたがあまる。 りたでは、実機をでしたがあまる。 で、具体のは、といるのでは、 りたでは、といるのでは、 りたがある。 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といるには、 といると。 といるには、 といると、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と	令和8年 10月~令 和9年3 月頃に随 時	約 8, 500

※説明会・研修の具体的な時期や回数については、実施方法に応じて本市と協議の上決定する。

イ 説明会・研修の会場

対面形式で研修を行う場合の説明会・研修会場は、本市が用意する想定である。

ウ 説明会・研修の教材 説明会・研修で使用する教材(研修テキストや動画等)は、受注者が準備するもの とする

(3) 試行運用に関する要件

令和9年4月の新運用開始前に、一定期間の試行運用期間を設け、本市職員(事業担当者及び区役所職員)やタクシー運転手が実際の業務端末やスマートフォンアプリを使って自由に操作・体験できる機会を提供するとともに、本市職員や運転手、事業者向けに操作方法などの利用支援を行うこと。 試行運用期間中は、専用の問合せ窓口を設置し、本市職員や運転手からの質

問や操作上の課題を収集・分析を行い、特に問合せが多かった事項については、操作マニュアル に反映する等、新運用開始後にスムーズな運用ができるよう改善を図ること。

(4) マニュアル・FAQ に関する要件

受注者は、本システムの利用に当たって必要となる各種マニュアル・FAQを作成すること。作成した各種マニュアル・FAQは、本システムを利用する端末からいつでも参照できるようにするなど、システム利用者の利便性を考慮すること。なお、研修マニュアルは、本市のeラーニング教材としても利用するため、Microsoft365で使用可能な PowerPoint 形式で作成すること。また、ノート部分にテキストを記載する等、研修受講者以外の職員にとっても内容が理解できるよう工夫すること。

作成するマニュアルの種類に関しては、以下のとおりである。なお、業務及び運用を行うために必要な内容が記載されていれば、提案に委ねることも可能とするが、本市の承認を得るものとする。

【作成マニュアル】

- ・ システム管理マニュアル (マスタ設定等、本市職員(事業担当者)向け説明書)
- ・ 業務運用・操作マニュアル (本市職員(事業担当者及び区役所職員)向け、タクシー事業者向け業務運用の為の説明書)
- ・ スマートフォンアプリ操作マニュアル (タクシー運転手向けのスマートフォンアプリの 操作方法説明書)
- ・ 利用者向けマニュアル (利用者向け Web 画面の操作説明書)
- 研修マニュアル(各研修用マニュアル)

(5) 教育・研修結果報告書

教育・研修の実施結果を「教育・研修結果報告書」に取りまとめて本市に報告し、承認を得ること。

(6) 運用開始準備に係る会議体

本システムの構築を円滑に実施できるよう、必要な会議を開催すること。想定する会議体について「図表 6-2 運用開始準備に係る想定会議体」に示すが、必要に応じて本市と協議の上、追加しても構わない。

また、本市と協議の上、Web 会議での実施も可能とする。

図表 6-2 運用開始準備に係る想定会議体

本市の想定する会議体	実施内容
運用開始準備会議	進捗会議、課題会議、要件・仕様の調整等

6.2. 初回データセットアップに関する事項

令和9年4月の新運用開始に向けて、以下のデータセットアップ作業を実施すること。また、セットアップに必要な情報の収集、セットアップ完了確認についても、委託の範囲内とする。想定するセットアップデータについて、「図表6-3セットアップデータ」に示す。

図表 6-3 セットアップデータ

対象データ	内容
市事業マスタ	市事業(重度障がい者事業、多胎児家庭事業)の各事業情報
給付券マスタ	給付券・助成券の種別(チケット券種)、給付額、利用条件 等の設定
ユーザ情報マスタ	本市職員(事業担当者及び区役所職員)等のユーザ基本情報、権限等の設定
事業者マスタ	参加事業者(タクシー)の基本情報、契約情報等の設定
運転手情報マスタ	各事業者所属の運転手情報の設定
総合福祉システム連携	交付対象者情報等、総合福祉システムから必要なデータを連 携すること
その他	システム運用に必要な各種設定値、パラメータ等

6.3. チケット二次元コード作成に関する事項

令和9年4月の新運用開始に向けて、重度障がい者事業及び多胎児家庭事業で使用するチケット二次元コードの印刷用データ作成を行うこと。データ内容は、各利用者専用の二次元コード、事業名、有効期限、注意事項等の必要情報を含むものとし、チケットのデザイン(レイアウト、色彩、フォント等)については、本市職員(事業担当者)と協議の上決定すること。また、印刷物の品質確保のため、サンプルデータを使った検品作業等を実施し、本市職員の承認を得た上で納品すること。

6.4. 広報物作成に関する事項

令和9年度4月の新運用開始に向けて、本システムの周知・広報の為、周知用チラシ(制度周知用2種(重度障がい者事業・多胎児家庭事業)及びチケット二次元コードの使い方説明用1種の計3種)及びポスターの印刷データの作成を行うこと。チラシ及びポスターのデザインについては、本システムの利便性や操作方法が効果的に伝わるよう工夫すること。また、印刷物の品質確保のため、サンプルデータを使った検品作業等を実施し、本市職員(事業担当者)の承認を得た上で納品すること。なお、制作した広報物は、後で編集可能な形式(.ai や.psd 等)を含む、アウトライン前後のデータを含めて納品するものとする。

その他、効果的に本システムの広報が行えるような広報素材(動画やサイネージ素材等)については、受注者からの提案も可能とする。提案する広報素材については、対象者の特性や利用シーンを考慮し、システム導入の効果を最大化できるよう配慮すること。

6.5. テスト環境・導入支援に関する事項

2.5. で示した通り、本システムは他の自治体等にも提供可能な形で運営することを想定している。他の自治体等が新たに参入する際の運用開始準備に関する業務として、研修や試行運用等を適切に実施できる環境や体制を整備すること。また、既に導入済の自治体(本市等)においても、機能改修や新たな機能追加の際には、本番環境以外で本市職員(事業担当者及び区役所職員)や関係事業者等がテストできる環境を準備し、安定したサービス提供を行えるよう留意すること。

7. 運用・保守

7.1. 運用体制

受注者は、本システムを SaaS サービスとして継続的に提供するための運用体制を構築し、システム監視体制、障害対応体制、セキュリティ管理体制等を整備し、安定したサービス提供を行うこと。また、運用チームの体制、役割分担、エスカレーション手順等を明確化し、本市に報告すること。

7.2. サービスレベル (SLA)

運用・保守に関して、本システムの安定稼働と運用の品質確保のため、契約後に SLA を締結する。本市が想定している SLA 項目、要件を「図表 7-1 想定する SLA」に示す。「図表 7-1 想定する SLA」を踏まえ、本システムにおける SLA を提案すること。ただし、運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要員の把握、見直しを適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。

図表 7-1 想定する SLA

項目	作業	内容
システム		
事業変更に係る事前告 知	事業の変更が発生した際の事前告知時期	1 か月前
システム稼働率	計画停止を除くサービス稼働時間の割合	99.5%/年以上
システム管理	システム監視間隔時間	1 回/10 分
ンステム管理	異常検知時における本市への通知時間	60 分
	フルバックアップ実施間隔	1 回/週
バックアップ	差分バックアップ実施間隔	1回/日
	バックアップ世代数	4 世代 (1 世代=1 週間)
セキュリティ		
脆弱性診断	脆弱性診断の実施間隔	1回/年以上
五江野州	監視間隔	1回/10分
死活監視 	異常検知時における本市への通知時間	60 分
障害監視	監視間隔	1回/10分
	異常検知時における本市への通知時間	60 分
ウイルス対策	パターンファイルの更新	検証後速やかに適用
セキュリティパッチ	セキュリティパッチの更新	検証後速やかに適用
	システム利用者の利用状況の保存期間	契約期間中
ログ	例外処理及び情報セキュリティ事象の記録の保 存期間	契約期間中

ただし、以下の場合は SLA の対象から除外する。

- 定期保守等、業務上必要となる計画停止
- ・ 大規模災害発生時等、事業者の責任で制御できない事由
- ・ 本市の義務不履行等、本市の責任に帰する事由
- ・ 悪意のある第三者の行為等、事業者の責任に帰すべからざる理由
- ・ その他、本市と事業者の協議により定めたもの

7.3. 保守•更新

本システムの安定稼働を維持するため、セキュリティパッチの適用、機能改善、法制度変更への対応等を計画的かつ迅速に実施すること。システム更新作業においては、事前に本市へ通知を行い、必要に応じて影響範囲や作業時間等について協議を行うこと。また、更新作業後は動作確認を実施し、正常動作を確認した上でサービス提供を継続すること。なお、動作確認を行う為の保守環境については、受注者において用意するものとする。

特に、スマートフォンアプリについては、次の通り保守・更新を行うこと。

(1) スマートフォンアプリの保守・運営管理

受注者は、本システムのスマートフォンアプリについて、Apple App Store 及び Google Play Store における継続的な運営管理を行うこと。具体的には、アプリの公開、更新、削除等の運営管理業務を実施し、各ストアのポリシー変更やガイドライン更新に適切に対応すること。また、iOS 及び Android の OS 更新、SDK(Software Development Kit)のバージョンアップ、各ストアの審査基準変更等のプラットフォーム側の変更に対しては、アプリの安定稼働を維持するために必要な対応を行うこと。

Apple 及び Google の都合による緊急的な SDK バージョンアップ要求や、セキュリティ上の理由により即座の対応が必要となる場合については、本市に速やかに連絡し、迅速かつ適切な対応を実施すること。これにより、利用者が常に安全で安定したアプリサービスを利用できる環境を維持するものとする。

(2) アプリバージョン管理

受注者は、アプリのバージョン管理について適切な機能を実装し、運用すること。機能修正の有無に関わらず、OS 要件や SDK 要件により必要となるアプリバージョンアップについては、利用者に対して適切に通知するバージョンアップ通知機能を実装すること。アプリの更新制御については、更新内容の重要度に応じて適切に管理すること。アプリの動作継続に影響する重要な更新については強制アップデート機能を実装し、軽微な更新については任意アップデート機能を実装することで、利用者の利便性を確保しつつ、システムの安定性を維持すること。

また、旧バージョンアプリとの互換性管理を行い、動作保証期間を明確に設定すること。サポート終了時期については事前に利用者へ適切に通知し、円滑なバージョン移行を支援すること。なお、リリース時点でのアプリバージョンは、5.9 に示すバージョン要件に準拠するものとする。

(3) 継続的監視

各アプリストアの動向、OS 更新情報、関連技術の変更情報を継続的に監視し、必要な対応を本市に提案すること。

7.4. セキュリティ・バックアップ管理

本市のデータと他自治体のデータを論理的・物理的に分離し、相互にアクセスできない仕組みを構築すること。データの暗号化、アクセス制御、操作ログの記録などの適切なセキュリティ対策を講じ、個人情報保護法等の関連法令を遵守すること。定期的なセキュリティ監査を実施し、脆弱性の発見・改善を継続的に行い、監査結果を本市に報告すること。

また、本システム及びデータの定期的なバックアップを実施し、障害時においては、バックアップデータを用いて前日の状態へ復旧できること。ただし、バックアップ対象、方法、単位、間隔、保管期間については、7.2 に記す SLA と共に本市職員(事業担当者)と協議の上、決定すること。

7.5. データ保持・削除管理

(1) データ保持期間の設定

受注者は、本システムで取り扱う各種データについて、大阪市公文書管理条例に基づき、5年間の保持期間を設定し、適切に管理すること。

(2) 公文書としての取り扱い

本システムで作成・保存されるデータは、本市の公文書に該当するため、本市公文書管理条例に基づく適正な管理を行う必要がある。データの改ざん防止措置を講じ、公文書としての真正性を担保するものとする。また、保存期間満了時においては、本市職員(事業担当者)と協議の上、本市の承認手続きを経て適正に処理すること。(公文書管理条例8条)

(3) データ削除の実施方法

受注者は、データの削除について論理削除と物理削除を適切に使い分けて実施すること。保持期間中においては論理削除により業務画面からデータを非表示とし、保持期間満了後は本市の承認を得た上で物理削除を実施すること。いずれの場合においても、削除実施前には最終確認手続きを行い、削除対象データの妥当性を確認すること。

物理削除を実施する際は、データの完全消去を技術的に保障する削除手法を採用すること削 除作業完了後は、削除が適切に実施されたことを証明する削除完了証明書を本市に提出すること。

7.6. 利用料金・契約条件

SaaS サービスとしての利用料金体系を明確に提示し、料金算定の根拠、支払条件、料金改定の条件等を明示すること。初期契約期間及び契約更新条件を明確化し、長期的な安定運用が可能な契約体系とすること。契約終了時においては、データの適切な移行支援、システムからのデータエクスポート、必要に応じた他システムへの移管支援等を行い、本市の事業継続に支障をきたさないよう配慮すること。

7.7. 報告·連絡体制

本システムの稼働状況、利用状況、障害発生・復旧状況、セキュリティインシデント等について、定期的な報告を本市に対して行うこと。報告内容、頻度、形式等については、本市と協議の上決定すること。また、重大な障害やセキュリティインシデント発生時には、即座に本市へ連

8. 事業運営

8.1. 問合せ対応 (コールセンター)

タクシー事業者及びタクシー運転手からの本システムに関する問い合わせ対応を行うこと。 必須とする問い合わせの受付時間、作業について「図表 8-1 問い合わせ受付時間」、「図表 8-2 問い合わせ作業」にそれぞれ示す。受注者は、必須とする作業を確実に実施するとともに、効率 的かつ効果的な問合せ対応を実現するための具体的な実施方法について提案すること。

業務	分類	受付時間帯		
問い合わせ受付時間	休日(本市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。)を含む、月曜日から日曜日まで(年休無休)	8:00~17:00 ※コールセンターのオ ペレーターは他のオペ レーター業務との兼任 も可能 ※回線数は常時2回線 以上、繁忙期は10回 線まで増設すること		

図表 8-1 問い合わせ受付時間

図主 0_0	問い合わせ作業
13/17/2 8-2	間い合われ作業

	作業	内容
1	受付	タクシー事業者及びタクシー運転手からの電話による問合せについ て、受付を行うこと。
2	回答	受け付けた問合せに対し、速やかに回答すること。即時回答が難しい場合には、調査完了後速やかに折り返し回答すること。
3	記録/報告	問い合わせ・要求・依頼内容(日時、内容、連絡者、回答内容)等を 記録し、本市に報告すること。 なお、問合せ内容についてはナレッジ管理を行い、頻繁に問合せのあ った内容等については「FAQ」等に取りまとめること。

8.2. 更新年度における作業

重度障がい者等タクシー料金給付事業は、タクシー給付券交付の意思確認を行うため、5年に一度は、利用者からの再申請をもってタクシー給付券の交付を行うことにしている。令和9年4月の新運用開始から5年後の更新年度において、重度障がい者等事業の対象者に係るチケット二次元コードの印刷用のデータ抽出及び印刷用データの作成を行うこと。印刷用データの作成は、総合福祉システムより連携される対象者情報CSV(住所等を含む)と本システムより抽出したチケット情報を基に作成する。データ内容は、各利用者専用の二次元コード、事業名、有効期限、注意事項等の必要情報を含むものとし、基本的には初回運用開始時のチケット二次元コードと同

様の内容とするが、制度変更や運用改善等により、必要に応じて内容の微修正を行う場合がある。 また、チケットのデザイン(レイアウト、色彩、フォント等)についても、基本的には初回と同 様のデザインを使用するが、利用者の利便性向上や視認性改善等の観点から必要に応じて微修正 を行う場合があり、修正内容については本市職員(事業担当者)と協議の上決定すること。

印刷物の品質確保のため、サンプルデータを使った検品作業等を実施し、本市職員の承認を 得た上で納品すること。なお、更新年度における業務委託は、印刷用データの作成までとし、実 際の印刷・封入封かん作業は含まないものとする。なお、以上の要件を踏まえ、効率的かつ効果 的に実施するための具体的な実施方法については、提案を行うこと。

※多胎児家庭外出支援事業については、更新年度における作業は対象外とする。

9. 実施体制に関する事項

9.1. 実施体制

受注者は、本業務委託を確実に履行できる体制を設けること。なお、体制構築にあたっては、「図表 9-1 想定する作業実施体制」に示す。なお、受注者に求める作業実施体制は本市の想定であり、受注者決定後に協議の上、最適な構成に見直しを行う。また、プロジェクト発足時からの要員変更にあたっては、必ず本市の了承を得るとともに、変更後の要員のスキルが前任者と同等以上であることを担保すること。

役割	役割の詳細
統括業務	・本業務の遂行にあたり、受注者の代表として責任を持つ。
責任者	・本業務を遂行する主たる組織・部門の長を想定する。
業務遂行	・本業務の計画及び実施について各チームへの作業分担及び作業状況・結果の
責任者	取りまとめを行い、プロジェクト全体に関する管理を行う。
	・プロジェクト全体に係る案件に対して、本市との対応窓口を担う。また、プ
	ロジェクトマネジメントチームメンバーを指揮する。
	・プロジェクト全体に係る本市への各種報告を行う。
チーム	・配下の各業務の設計・構築等の範囲を管理する。
リーダー	・チーム内のメンバー管理・進捗・課題・問題等に対して、マネジメントを行
	い、チーム内のタスクを円滑に推進する。
	・仕様調整や状況報告等、本市との窓口を担当する。

図表 9-1 想定する作業実施体制

9.2. 作業要員に求める資格等の要件

本仕様書に定める全作業内容を実施するために、配置される統括責任者・業務遂行責任者・ チームリーダーは次に示すスキル(知識、能力等)及び実績を有することが望ましい。

(1)「9.4. 受注実績」に記載の要件(1)~(3)に該当するプロジェクトに従事した経験

を有すること。

(2) プロジェクトマネジメント協会 (PMI) が認定する PMP (Project Management Professional) 又は「情報処理の促進に関する法律」に基づき実施される情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャに相当する知識・技術を有していること。なお、当該資格を有している場合は、証明資料を提出すること。

9.3. 作業場所

本委託の開発及び運用保守、事業運営に係る作業場所については受注者にて用意すること。

9.4. 受注実績

応札者は以下(1)~(3)の要件のうち、いずれかを満たすこと。なお、現在受託中の実績についても可とする。(証明資料要)

- (1) 応札者は、本業務と類似性を有する事業(チケット給付事業及びタクシー運転手がスマートフォンアプリを使用する事業を想定)の案件における実績を有すること。
- (2) 応札者は、国、都道府県、政令指定都市もしくは中核市に係るシステム構築及び運用の案件における実績を有すること。
- (3) 応札者は、コンシューマー(エンドユーザ)向けのシステム構築及び運用の案件における実績を有すること。

9.5. 公的な資格や認証等の取得

応札者は以下(1)の要件を満たすこと。また、(2)の要件を満たすことが望ましい。(証明 資料要)

- (1) 応札者は、情報セキュリティに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア IIS Q 27001 (ISO 27001) に準拠した ISMS の認証を有していること。
 - イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)のプライバシーマーク制度の認定を 受けているか、又は同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。
- (2) 応札者は、品質マネジメントシステムに係る以下のいずれかの条件を満たすこと。
 - ア JIS Q 9001 (ISO 9001) (登録活動範囲が情報処理に関するもの) に準拠した認定を業務遂行する組織が有していること。
 - イ 上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネジメントシステムを有している事業者であり、それを証明できること(管理体制、品質マネジメントシステム運営規程、品質管理手順規定等の証明資料を提示すること)。

10. 留意事項

10.1. 遵守すべき法令及びその他の規定

本業務を受注するにあたって、法令等の定め及びデジタル庁等国から提示されている関連ドキュメントのほか、次の規定等についても内容を十分に理解し遵守すること。非公開文書も含め次の規程等については、入札説明書に記載している要件に従って本市より閲覧等の機会を設ける。 なお、ガバメントクラウド利用に関する手順等、デジタル庁から地方自治体に対し提示されている資料がある。それらは地方自治体と秘密保持の契約を締結した事業者にのみ提供が可能とされていることから、契約締結後に提供する。

<遵守すべき法令及びその他の規定等一覧>

- ・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例※
- ・大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する規則※
- •大阪市特定個人情報保護条例※
- ・大阪市情報セキュリティ管理規程※
- ・大阪市データ保護管理要綱※
- ・大阪市ICTプロジェクト管理ガイドライン※
- ・大阪市情報セキュリティ対策基準※
- ・大阪市スマートフォン向けアプリ導入ガイドライン※
- ・大阪市生成 AI 利用ガイドライン※
- ・大阪市クラウドサービス関連ガイドライン※
- ・大阪市クラウドサービス利用基準(貸与資料)
- ※本市ホームページ (https://www.city.osaka.lg.jp) 又は本市例規データベース (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) に掲載

10.2. 経費積算にあたっての留意事項

(1) 開発、運用開始準備に関する経費

開発経費及び運用開始準備経費については、業務完了後、10 営業日以内に業務完了報告書を 本市に提出し、本市による検査後、受注者の請求に基づき支払う。受注者の請求及び支払いの間 隔については、年度ごとを基本とし、本市と協議の上決定する。

(2) システム利用、事業運営に関する経費

令和9年4月以降のシステム利用、事業運営に係る経費については、業務完了後、10営業日 以内に業務完了報告書を本市に提出し、本市による検査後、受注者の請求に基づき支払う。受注 者の請求及び支払いの間隔については、月ごとを基本とし、本市と協議の上決定する。

(3) 追加費用

本業務委託に付帯して発生する業務、機器費、ライセンス料等、必要となる一切の費用を入札金額に含めること。ただし、本システムへの新たな機能の追加、要件変更等により工数が大幅に増減する場合においては、本市と協議の上契約を変更する。

10.3. 再委託

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再 委託にあたっては、本市の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により本 市の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部 を再委託しているものについては、再委託相手先等の公表については、再委託相手先、 再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、受注者となった者が再委託相手先等を公 表できないことについての理由を書面により申し出た場合はこの限りでない。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、本市は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと本市が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下、「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第項に規定する書面とあわせて本市に提出しなければならない。

10.4. 個人情報等の保護に関する安全対策及び不正・事故の未然防止策

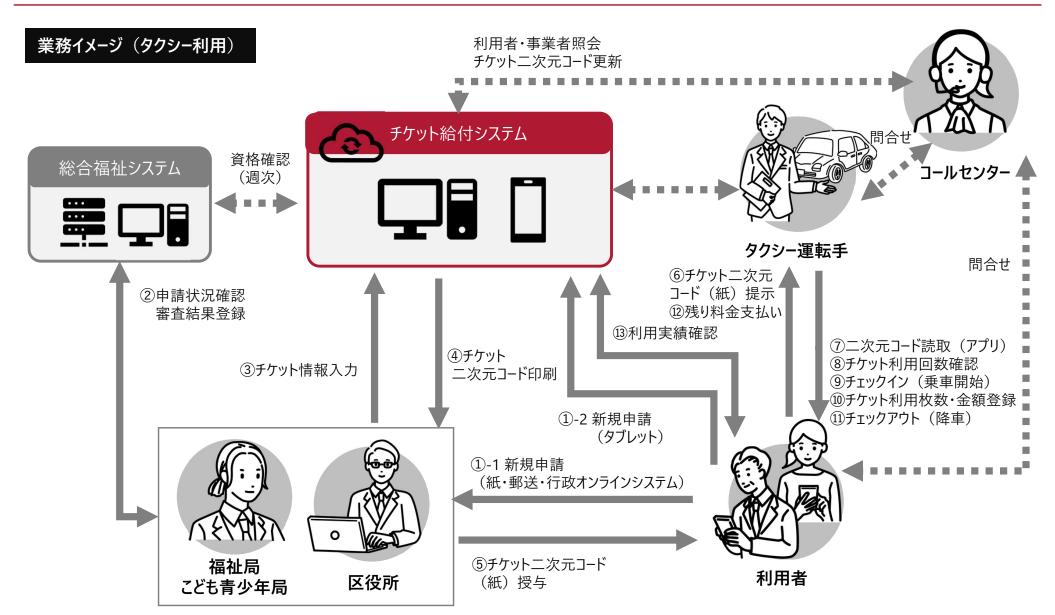
電子データや帳票・媒体類をはじめ、本業務により知り得た各業務システムの設計関連情報、各業務システムが取り扱っている市民や本市職員(事業担当者及び区役所職員)の個人情報、並びに各業務システムの構成情報等については、情報の漏えい、滅失、き損等の防止、その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を十分に講じることは当然のことであるが、個人情報等の取扱いに関し、書類・データを問わず捏造や改ざん等の不正や、漏えい等の事故を未然に防止するための教育や、その運用を徹底する方策を立てること。

また、業務従事者は、個人情報はもちろんのこと、事業の遂行を通じて知りえた情報を漏ら してはならない。その職を退いた後も同様とする。

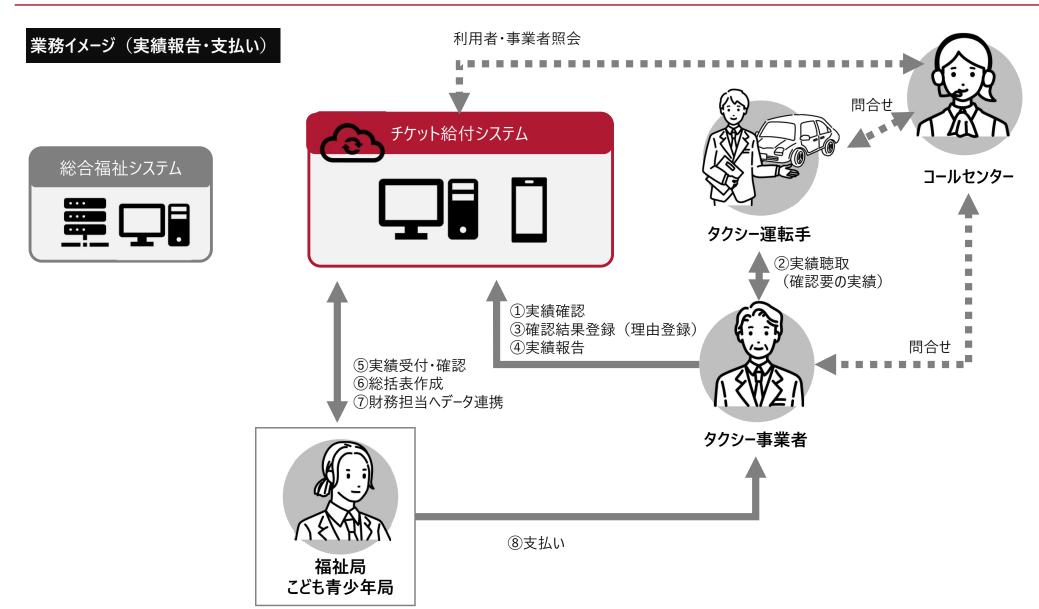
10.5. その他

- (1) この仕様書に定めのない事項については、その都度、本市と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。
- (2) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、本市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修後は、本市に報告書を提出すること。

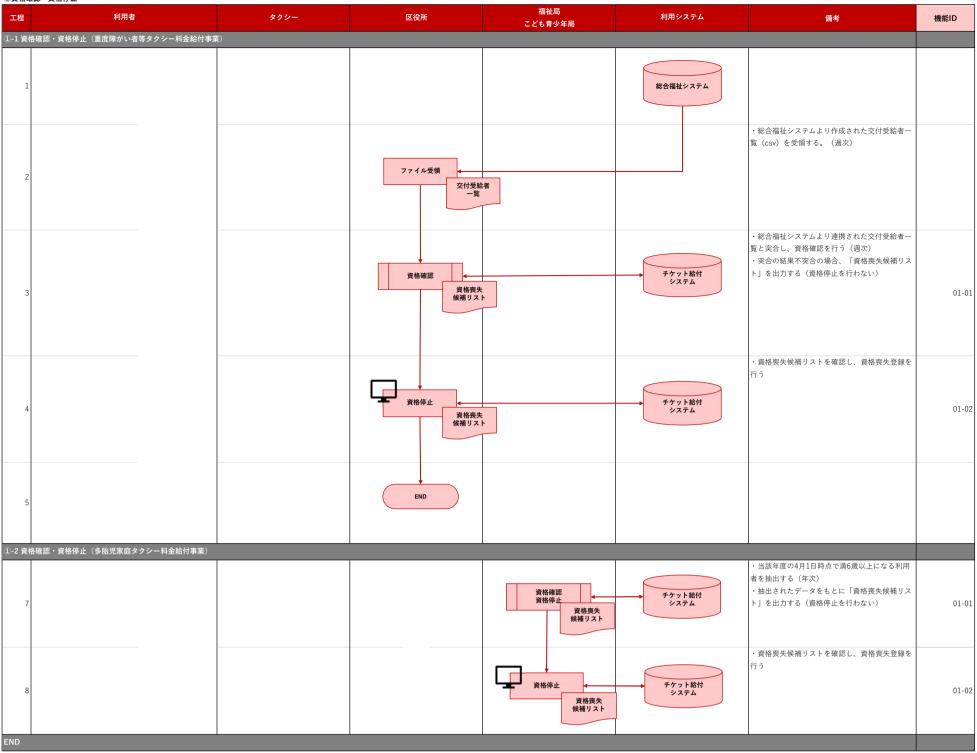
チケット給付システムの業務イメージ(概念図)



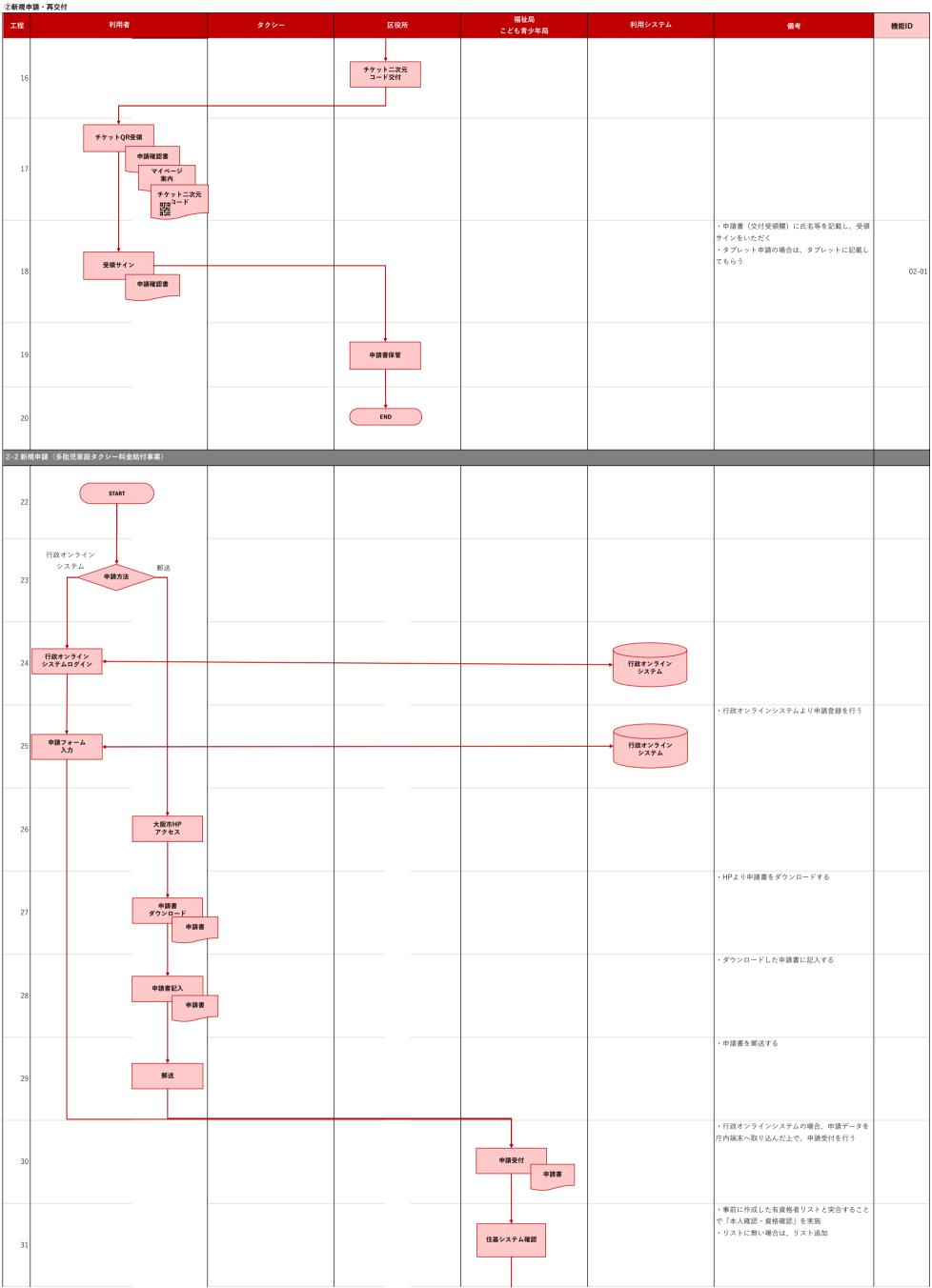
チケット給付システムの業務イメージ(概念図)

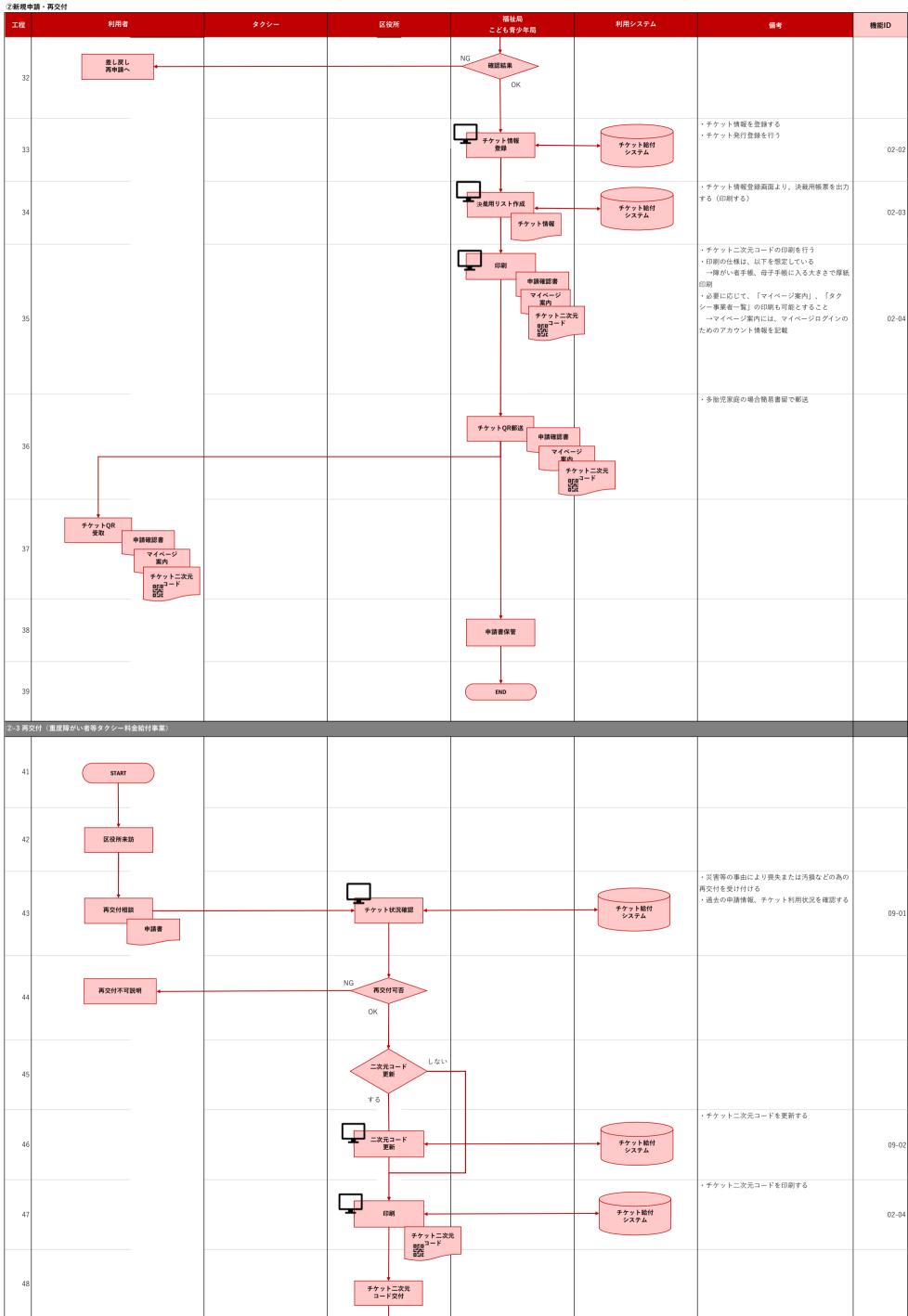


①資格確認・資格停止

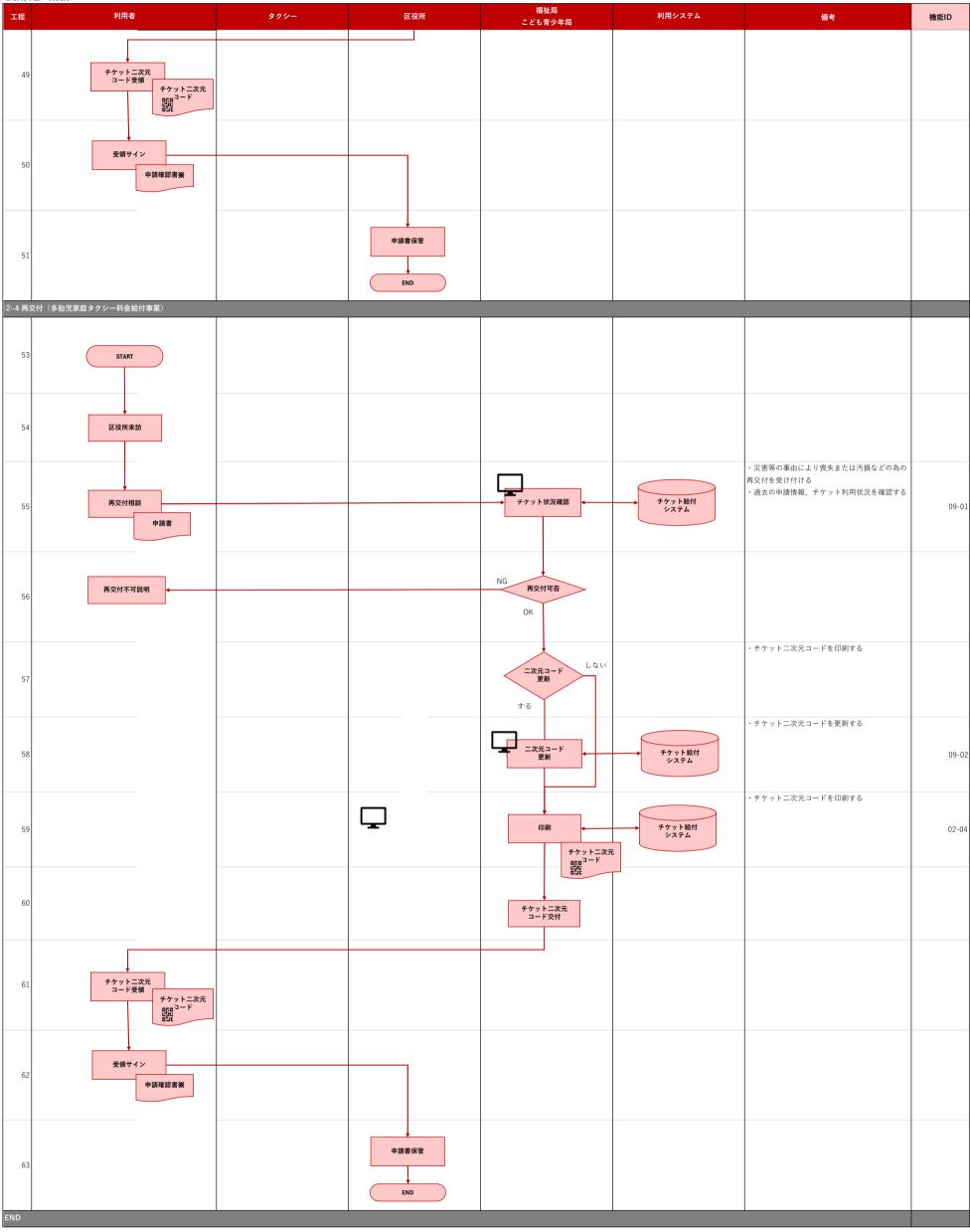


②新規申	制用者	タクシー	区役所	福祉局	利用システム	備考	機能ID
	申請(重度障がい者等タクシー料金給付事業)			こども青少年局			
1	START						
						・利用者が区役所に来訪(重度障がい者等タク シー料金給付事業は、これまで通り区へ来て手続	
2	区役所来訪					きをする)	
						・以下類似制度の中から利用者の希望に沿った	
	申請相談 ◆		相談・受給状況確認			サービスを案内(並行利用不可) ・無料乗車券	
3	中胡竹起		竹談・文稿仏が確認		総合福祉システム	・敬老優待乗車証等 ・タクシー給付券	
						・総合福祉システムより、受給状態(手帳交付)などを確認する	
	タクシー給付券 以外						
4	希望手段						
	タクシー給付券 給付券以外の 手続きへ						
	タブレット 書類 申請方法						
5							
						・申請書(紙)を記入する	
	申請書記入※						
6	申請書	**					
						・記入した申請書を、障がい者手帳と共に提示する	
	提出・提示					•	
7	障がい者	中請書					
		T ari E					
						・タブレットの申請フォームに申請内容を入力す	
8	■申請フォーム記入				チケット給付	る (チケット給付システムへ申請登録)	02-01
					システム		-2 04
						・タブレットと共に、障がい者手帳を提示する	
9	障がい者手帳 提示 障がい者手帳						
	, 7 11 7 7						
						・総合福祉システムに申請内容を登録する(現行	
10			申請内容登録		643 A AWALL 3	通り) ※タプレット申請の場合は、タプレット画面を見	
10			THE PLANE		総合福祉システム	ながら登録する。	
						・受給状況、手帳情報、世帯情報などから、申請	
						者が交付条件を満たしているか確認する	
11			審査				
						・総合福祉システムに審査結果を登録する(現行	
			決定内容登録			・総合価値システムに番貨結果を登録する(現1]通り)	
12			決定内容登録		総合福祉システム		
	差し戻し 再申請へ		NG maxter III				
13	再申請へ		審査結果				
						・チケット情報(決定年月日、チケット種別、氏	
			—			名、福祉番号、有効期限)を登録する ・チケット発行登録を行う	
14			チケット情報登録		・ チケット給付 システム	・マイページアカウントを作成する	02-02
						・タプレット申請の場合は、申請時入力した情報 を基に、登録する(再記入の必要なし)	
						・チケット二次元コードの印刷を行う	
						・印刷の仕様は、以下を想定している →障がい者手帳、母子手帳に入る大きさで厚紙	
			印刷マイページ		チケット給付 システム	印刷 ・必要に応じて、「マイベージ案内」、「タク	
15			案内 チケットニ次元			シー事業者一覧」の印刷も可能とすること →マイページ案内には、マイページログインの	02-04
			チケットニ級が			ためのアカウント情報を記載	





②新規申請・再交付



③乗車

3乗車工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局	利用システム	備考	機能ID
				こども青少年局			
1	START						
	タクシーを探す						
2	タクシー事業者一覧表						
3	タクシーを呼ぶ	配車					
	チケット二次元コード・ 障がい者手帳 /母子手帳提示					・タクシー乗車時にチケット二次元コードと共 に、障がい者手帳/母子手帳を提示する	
4	障がい者手帳 /母子手帳 チケット二次元 ロロード						
	松						
5		本人確認 チケット二次元 コード確認				・障がい者手帳/母子手帳で本人確認を行うとともに、チケット二次元コードを確認する(目検で確認)	
		NG 確認結果					
6		ОК				・チケットが利用できなノマもムムン ニエマ・	
7	タクシー乗車 意思確認					・チケットが利用できなくてもタクシーに乗車する意思があるかを確認	
		チケット二次元				・タクシー運転手は自身のスマホを利用して操作 を行う	
8	チケット二次元コード 提示 チケット二次元 ロロード	プート 一次元 コード版収 (残枚数確認)				※大阪市からの支給は行わない ・チケット二次元コードを読み取り、チケット残 枚数を確認する	03-01
9		電波無るマホの通信環境					
		電波有					
10		残無しチケット残あり					
11	タクシー乗車 意思確認					・チケットが利用できなくてもタクシーに乗車する意思があるかを確認	
						・障がい者手帳/母子手帳を確認し、タクシー運 転手アプリに表示される「運転開始」ボタンを押	
12		運転開始登録				下する ・併用チケットの場合は、チケット券種を選択する ・「運転開始」ポタンを押下時に位置情報、乗車	03-02
						日時を記録する	
13		END					
	チケット二次元コード 提示	チケット二次元 コード読取 (二次元コード要当性 チェック)				・電波が無い場合、チケット残枚数の確認ができないため、チケット二次元コードの妥当性のみチェックを行う ・運転手は、電波の有無を意識することなく、二	
14	チケット二次元	7177)				次元コードを読み取れるようにすること ※チケット二次元コードの妥当性:オフラインで チェックできる内容のみチェック(チェックデ	03-01
		NG 妥当性				ジットによる確認等) ・事前に有効QRリストをアプリ内に保存 ・電波不良時は通信せず、ローカル情報でQRの 真偽判定	
15		7:77 OK				具偽判定 ・残数確認は不可だが、偽造防止は可能 ・チケットが利用できなくてもタクシーに乗車す	
16	タクシー乗車 意思確認					る意思があるかを確認	
17		運転開始登録				・運転開始ボタン押下時の日時、位置情報をバックグラウンドで保存しておき、通信回復時にサーバと同期	03-02
							03-02
18		END					
END							

④乗車後精算

④乗車後精算	<u> </u>			1-11-			
工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID
④乗車後精算	『(重度障がい者等タクシー料金給付事業/多胎児	家庭タクシー料金給付事業)					
		START					
1		SIANI					
						・タクシーメーター操作(障がい者割引適用も)	
2		到着・料金確定					
						・「支払金額の計算」ボタンを押下する	
		到着登録					
3		2778 32.27					03-03
		_					
						・タクシー運転手がアプリに料金の総額を入力	
4		料金入力 利用チケット金額入力				→メーター料金を入力 ・利用するチケット金額を入力する(多胎児の	03-03
						み)	
						・チケット利用枚数分の金額が差し引かれ、最終 的な利用者の支払額が確定	
5		残りのタクシー料金				・降車日時、位置情報を自動で記録する	03-03
		表示・請求					
6	残りのタクシー料金 支払						
	XII						
		不要				・何かしらの理由で(チェックインの履歴がおか しい等)データ修正を行う必要があるか	
7		データ修正要否					
		要					
8	END						
	END						
		_				・履歴修正(乗車・降車の日時、場所等)を行	
		\$t \(0				い、修正理由を登録する	00.04
9		該当の 利用履歴を修正					03-04 03-05
		END					
10							
END							

⑤利用履歴確認

工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID						
⑤利用履歴確認	⑤利用履歴確認(重度障がい者等タクシー料金給付事業/多胎児家庭タクシー料金給付事業)												
1	START												
2	マイページログイン				チケット給付システム	・マイページに、IDとパスワードを入力してログ イン	04-01						
						・以下情報の操作と閲覧を想定 →乗車・降車情報 (日時、場所) 、メーター金							
3	利用履歴確認					額、利用金額(多胎児家庭事業)、修正履歴(選択式)	04-03						
4	END												
END													

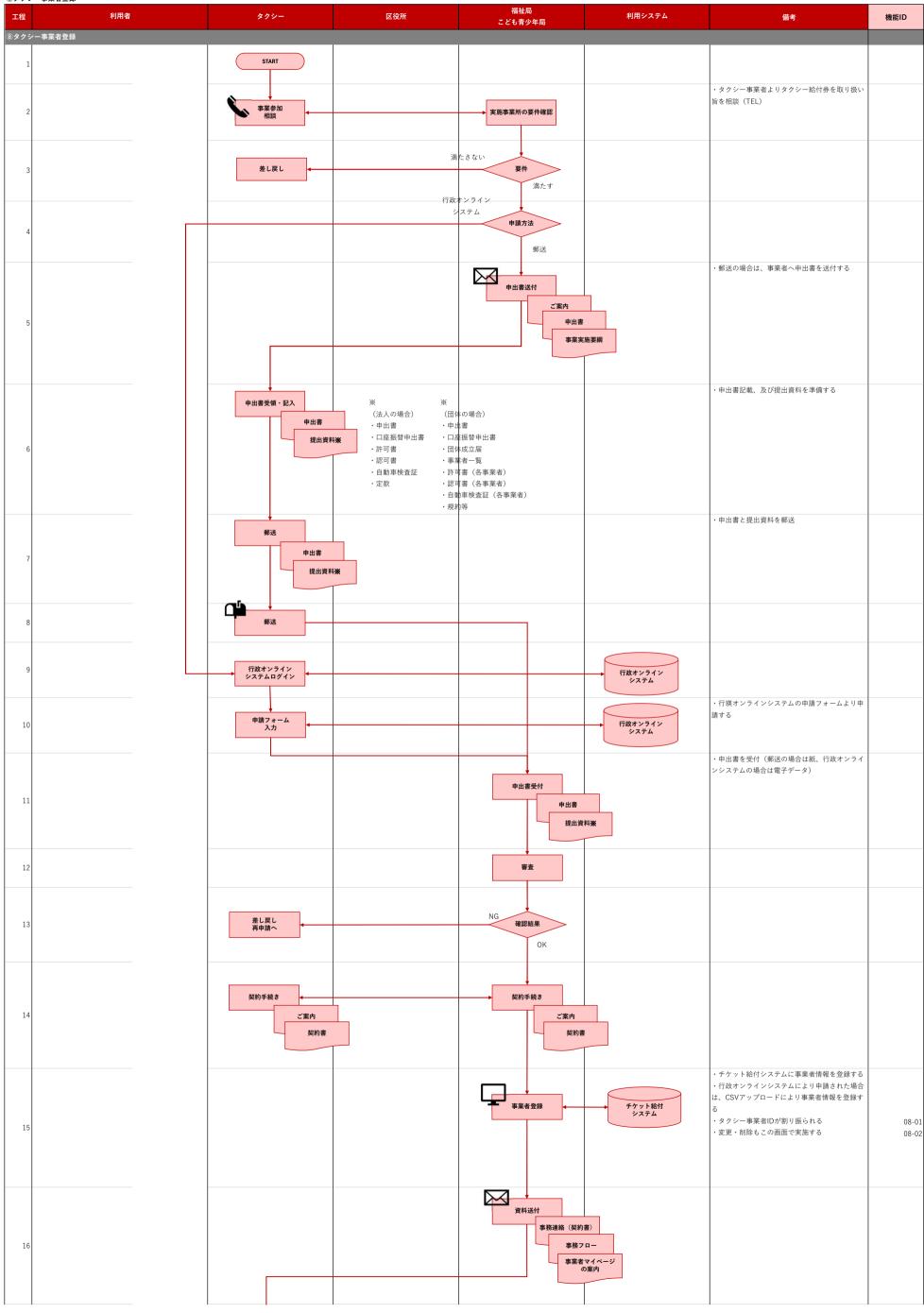
⑥請求・支払い

工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID
6請求・	支払い(重度障がい者等タクシー料金給付事業/多胎児乳	家庭タクシー料金給付事業)					
1		START (事業者)			チケット給付	・タクシー事業者用マイページにログインする	0.5 0.4
2		ログイン			システム		05-01
3		(事業者) 実績確認				・実績データをシステムで確認する ・通常登録以外の実績(運転手・事業者・コールセンターが修正した実績)を確認する ・システムチェックで不備疑いとなったデータを確認・修正する(※) ※システムチェック ・同一利用者で降車日時が重複 →同一利用者で降車日時が物理的に不自然(10分以内) →同一事業者内で同一の降車日時で利用されていて、かつ、乗車員氏名が同じ	05-03
4		OK NG WERSH					
5		(事業者) 実績レコード登録 修正・取り下げ				・確認し、問題ない場合確認済チェックを登録する ・確認し、データ修正が必要な場合は、修正を 行った上、修正理由を入力する ・確認し、請求できないデータの場合、取り下げ を行う	05-03 05-04
6		(事業者) 実績報告書提出				・実績報告の提出ポタンを押下して提出する	05-05
7				実績報告 受付	チケット給付 システム	・当月分の実績報告の受付を行う(毎月〇日※未定)	06-02
8				実績確認		・実績確認を行う ・事業者が登録した理由を確認する ※認められない場合は、差し戻しとする	06-03
9				支払確定 実績総括表 振込デー CSV		・「支払い確定」ボタンの押下・実績総括表を作成する・振込データ (CSV) を作成する	06-04
10				支払データ提供 振込データ CSV	財務会計システム	・振込データ(CSV)を財務会計システムへ連携する	
11 END				END			

⑦年度更新

工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID
⑦年度更新	新(通常更新)						
1					総合福祉システム		
2					ファイル連携 交付受給者 一覧	【3月最終連携日 (3/25~31のうち、月曜日に該当する日。ただし、当該日が閉庁日だった場合は翌開庁日)】 ・総合福祉システムより、交付対象者一覧を連携※交付受給者一覧(PFH522BR(帳票ID未定))	
3				ファイル受領 交付受給者 一覧		・交付受給者一覧を受領する	
4				更新対象者抽出・更新	チケット給付システム	・ (障がい者・多胎児) 現在の有資格者のチケット二次元コードの有効期限を更新する ・資格確認・資格停止の後に実行すること	07-01
5				更新完了通知		・チケット二次元コードの更新内容を、マイページ上で通知する	07-02
6 END				END		※更新のお知らせは、これまで通りの運用	

⑧タクシー事業者登録



⑧タクシー事業者登録

工程	利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID
17		資料送付					
18		(事業者)マイベージ確認			チケット給付 システム		
19		END					
20							
END							

⑨タクシー運転手登録

利用者	タクシー	区役所	福祉局 こども青少年局	利用システム	備考	機能ID
登録						
	START					
	(事業者) マイページログイン				・事業者マイページへログイン/ログアウトを行う	05-01
	(事業者) 運転手登録			チケット給付システム	・運転手の情報 (携帯電話番号含む) を登録する ・変更・削除もこの画面で実施	05-06
	(事業者)				・発行した運転手アカウント情報(タクシー運転手ID)を作成する	05-06
	選転手へ IDを適知				・運転手アカウント情報(タクシー運転手ID、パスワード)を運転手へ通知する(通知は、事業者に任せる)	05-06
	(運転手) アプリインストール ログイン				・アプリをインストールし、パスワード設定等を 行う	03-07
	END					
	登録 	(事業者) マイページログイン (事業者) 運転手登録 (事業者) ID発行	(事業者) マイページログイン (事業者) 運転手登録 (事業者) IDを通知	会験 START (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (の意行 「のを通知 「のを通知	受験 (事業者) (事業者) アケット配付 クステム (事業者) (予集者) (1

凡例

図形	凡例	備考
	スタートエンド	業務プロセスの開始、終了を示す
	手作業	手作業を示す
	システム処理	システムを用いた処理を示す
	スマホアプリ操作	スマホアプリを使った操作を示す
	分岐	処理、あるいは、業務プロセスが分岐する際 の条件を示す
	ドキュメント	システムから出力、あるいは外部から受け取 る資料類を示す
	システム	利用するシステムを示す
	矢印	処理の流れを示す

用語の定義

チケット給付システム:本プロジェクトで仕様検討するシステム名称 チケット給付アプリ:チケット給付システムのスマートフォンアプリ

						機能利用対象者			象者		
項番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
1	01	資格確認・資格停止	01-01	資格確認	バッチ	_	_	_	_	_	(重度障がい者事業) ・総合福祉システムより連携された「交付受給者一覧(身障等)」を基にデータ突合を行い、不一致の場合は「資格喪失候補リスト」を出力する(週次処理) ・突合キーは、「実施機関」「年度」「福祉台帳番号」「氏名カナ」とする (多胎児家庭事業) ・当該年度の4月1日時点で満6歳になる対象児童の保護者を抽出し、「資格喪失候補リスト」を出力する(年次処理)
2	01	資格確認・資格停止	01-02	資格確認・喪失登録画面	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	0	0	・利用者を検索し、チケット給付券の資格状況の参照をおこなう ・資格喪失登録を行う(資格喪失事由も登録すること)
3	02	新規申請・再交付	02-01	申請登録フォーム	オンライン (タブレット)	0	_	_	_		・区役所に来訪した利用者が、タブレットで申請を行うための入力フォーム ・申請内容をチケット給付システムに登録し、申請情報として保持する ・入力フォームは、障がいのある方を含む全ての利用者が円滑に入力できるよう、入力補助機能や ユーザビリティの工夫をすること。(例:手書き入力機能、郵便番号検索機能、音声入力機能、フォントサイズの配慮、代理入力等) ・チケット給付券受取人情報(受取人、受取日)を登録できること
2	. 02	新規申請・再交付	02-02	チケット給付券情報登録	オンライン (業務管理画面)	_		0	0		・チケット給付券発行が決定した場合、チケット給付券発行情報を登録する画面 ・タブレット申請の場合は、申請情報を検索して自動取り込みも可能とする ・行政オンラインシステムにより申請された場合は、申請情報をCSVアップロードにより登録する ・新規申請の場合、マイページアカウントを作成し、SMSで通知する(携帯番号がある人) ・登録する項目は、以下を想定している (重度障がい者事業) →申請・チケット情報:制度(重度障がい者事業)、福祉台帳番号、氏名カナ、電話番号、携帯番号、チケット券種、決定年月日、有効期限、位置情報取得の同意区分、代理申請同意区分 → (再交付の場合)再交付情報:交付回数、再交付年月日、再交付事由 (多胎児家庭事業) →申請情報:制度(多胎児家庭事業)、申請者情報(住所、氏名、電話番号)、多胎児の生年月日、第1子情報(性別、氏名カナ)、第2子情報(性別、氏名カナ)、第4子情報(性別、氏名カナ)、位置情報取得の同意区分、代理申請同意区分 →チケット情報:制度(多胎児家庭事業)、氏名カナ、電話番号、携帯番号、チケット券種(多胎児家庭事業)、決定年月日、有効期限、位置情報取得の同意区分、代理申請同意区分 →再交付の場合)再交付情報:交付回数、再交付年月日、再交付事由
Ę	02	新規申請・再交付	02-03	チケット給付情報照会・変更	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	0	0	・チケット給付券情報・申請情報を照会する(履歴・最新) ・利用者で検索できること(実施機関、制度、チケット交付番号、福祉台帳番号(重度障がい者事業のみ)、氏名カナ) ・事業毎に利用者情報をCSV出力できること ・決裁用帳票作成(チケット申請情報をPDF出力する) ・決裁用帳票に出力する項目は、選択できるようにする(申請・交付・変更等)

					機能利用対象者						
項 番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
	6 02	新規申請・再交付	02-04	チケット二次元コード印刷	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	0		・チケット二次元コードの印刷を行う ・印刷の仕様は、以下を想定している →障がい者手帳、母子手帳に入る大きさで専用用紙に印刷 →出力項目は、二次元コード、チケット交付番号、氏名カナ(申請者)、制度、チケット券種、発行日(決定年月日)、有効期限、マイページニ次元コード ・必要に応じて、「マイページ案内」、「タクシー事業者一覧」の印刷も可能とすること ・マイページニ次元コードは、ログイン画面へのリンクとする(ユーザIDをあらかじめセットする 等、工夫をすること)
	7 03	タクシー利用アプリ	03-01	【乗車】チケット給付券読み取り	スマートフォンア プリ	_	0	_	_	_	・利用者に提示されたチケット二次元コードを読み込み、チケット券種、有効期限、チケット残枚数(重度障がい者事業)、チケット残金額(多胎児家庭事業)を表示させる ・チケット二次元コード読み込んだ後、チケット券種、残枚数(重度障がい者事業)、残金額(多胎児家庭事業)を音声案内する。(例:「重度障がい者等タクシー給付券が30枚あります。障がい者手帳を提示してください。」、「多胎児家庭タクシー給付券が15,000円分あります。母子手帳を提示してください。」) ・電波が無い場合は、チケット二次元コードの妥当性チェックを行う(オフラインでチェックできる内容のチェック)
	8 03	タクシー利用アプリ	03-02	【乗車】チケット給付券利用開始登録 (運転開始)	スマートフォンア プリ	_	0	_	_	_	・利用内容に応じたチケット給付券のチケット券種を選択する。(併用の場合) ・「運転開始」ボタンを押下することで、チケット利用開始(乗車開始)を登録する ・チケット二次元コードを読み込んだ際に位置情報、乗車日時を取得し、最も直近の履歴の降車時の 位置情報、乗車日時と近い場合(位置情報が同じ、かつ3分以内)、警告メッセージを表示する
	9 03	タクシー利用アプリ	03-03	【降車】料金・チケット給付券利用枚数/金額登録	スマートフォンア プリ	_	0	-	-	_	・タクシー運転手が、メーター表示額(メーターを使用せずに時間制で運行する場合、時間制運賃額)を入力する ・(重度障がい者事業)チケット給付券利用枚数を登録後、給付額が差し引かれた利用者の支払額を表示する ・(多胎児家庭事業)利用可能残高を表示する ・(多胎児家庭事業)利用金額を登録後、差し引かれた利用可能残高を表示する ・(多胎児家庭事業)利用金額を登録後、差し引かれた利用可能残高を表示する ・タクシー運転手が確定ボタン押下した場合、利用者へ利用通知を行う(SMSでの通知)。ただし、設定でSMSでの通知OFFの場合は、通知しない。 ・確定ボタン押下時に確認ダイヤログを出し、「はい」押下で位置情報、降車日時を登録する ・確認ダイヤログで「はい」を押下後、音声案内を行うこと(例:「重度障がい者等タクシー給付券を1枚利用しました。ご利用ありがとうございました」)
1	0 03	タクシー利用アプリ	03-04	【その他】チケット給付券利用履歴表 示	スマートフォンア プリ	_	0	-	-	_	・履歴一覧にチケット利用履歴を表示する(直近10件程度の履歴を表示する) ・日付毎に時間、チケット交付番号、チケット券種、最終料金を表示する ・履歴一覧で1件タップすると、履歴詳細画面を表示 ・履歴詳細表示画面に、乗車・降車情報(日時・場所)、タクシー給付券(チケット券種、枚数/利用金額)、タクシー料金(メーター、割引、最終料金)、修正理由を表示 ・事業者側で登録・修正した履歴も表示する(事業者側の登録であることが分かるようにすること)

		機能利用対象者									
項番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
11	03	タクシー利用アプリ	03-05	【その他】チケット給付券利用修正	スマートフォンア	-	0	_	_	-	・チケット給付券利用履歴表示の「修正」リンク押下で、履歴修正をおこなう ・乗車・降車情報(日時、場所)、メーター金額、利用金額(多胎児家庭事業)、修正履歴(選択 式)を修正する ・チケット券種の修正は、事業者で修正を行うものとする
12	03	タクシー利用アプリ	03-06	【その他】ログイン・ログアウト	スマートフォンア	_	0	_	_	_	・アプリヘログイン/ログアウトを行う(タクシー運転手ID・パスワード) ・利用者の利用面を考慮して、自動ログインとすること ・パスワードを忘れた際の再設定を行う
13	03	タクシー利用アプリ	03-07	【その他】ヘルプ	スマートフォンア プリ	_	0	_	_	_	・コールセンターへの電話を行う ・よく問い合わせのあるQAの掲載
14	03	タクシー利用アプリ	03-08	【その他】お知らせ確認	スマートフォンア プリ	_	0	_	_	_	・市・事業者より通知されたお知らせを確認する
15	03	タクシー利用アプリ	03-09	【その他】設定	スマートフォンア プリ	_	0	_	_	_	・パスワード変更 ・音声案内のON/OFFを選択する
16	04	利用者マイページ	04-01	ログイン・ログアウト	オンライン (マイページ)	0	_	_	_	_	・マイページへログイン/ログアウトを行う ・パスワードを忘れた際の再設定を行う
17	04	利用者マイページ	04-02	チケット給付券情報表示	オンライン (マイページ)	0	_	_	_	_	・ログインせずに残枚数・残金額確認ポタン押下で現在の残枚数・残金額を表示する(本人以外の介助者等がチケット給付券残枚数を確認することを想定し、電話番号のみで残枚数・残金額を表示させる) ・以下の給付券情報を表示 →チケット給付券情報(チケット給付二次元コード、交付年度、チケット交付番号、チケット券種、 残枚数(重度障がい者事業)、残金額(多胎児家庭事業)、有効期限) →本人情報(氏名)
18	04	利用者マイページ	04-03	利用履歴照会	オンライン (マイページ)	0	_	_	_	_	・チケット給付券利用履歴(タクシー事業者、日時、場所、利用枚数(重度障がい者事業)、利用金額(多胎児家庭事業))を表示する ・期間(月)でフィルタできること
19	04	利用者マイページ	04-04	利用者情報照会・変更	オンライン (マイページ)	0	_	_	_	_	・利用者情報(申請情報)を照会する・メールアドレスの変更を行う・パスワード変更、再設定を行う
20	04	利用者マイページ	04-05	お知らせ確認	オンライン (マイページ)	0	-	-	_	_	・市より通知されたお知らせを確認する

							機能	能利用対象	象者		
項番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
21	04	利用者マイページ	04-06	その他	オンライン (マイページ)	0	_	_	_	_	・チケット給付券利用時のSMS通知のON/OFFを設定する ・事業の案内、利用方法を表示する ・よくある質問を表示する
22	05	事業者マイページ	05-01	ログイン・ログアウト	オンライン (マイページ)	_	0	_	_	_	事業者マイページへログイン/ログアウトを行うパスワードを忘れた際の再設定を行う
23	05	事業者マイページ	05-02	お知らせ確認	オンライン (マイページ)	_	0	_	_	_	・大阪市からのお知らせを表示する ・表示するお知らせは、事業者の組織階層及び設定された参照権限に基づいて制御する(※1補足説明参照) ・実績報告の日程を表示する(次回〆切の日程等)
24	05	事業者マイページ	05-03	チケット給付券利用実績表示・修正・取消	オンライン (マイページ)		0			0	・事業毎に実績データを一覧で表示する(チケット給付券利用日時、利用者等確認したい項目で検索・ソート等ができること) ・実績データの一覧は、「乗車(日時・場所)、降車(日時・場所)、運転手、チケット券種、チケット交付番号、利用金額(多胎児家庭事業のみ)、メーター料金、給付額、障がい者割引額(重度障がい者事業のみ)、利用者支払額、運転手修正理由」を想定している・ステータスが「未提出」のレコードを表示する・以下の不備疑いがあるレコードに警告フラグを立てる(警告の種類も分かるようにすること)→同一利用者で降車日時が重複 →同一利用者で降車日時が動理的に不自然(10分以内) →同一事業者内で同一の降車日時で利用されていて、かつ、乗車員氏名が同じ・コールセンターへ利用者からの不使用等の問合せがあった実績には、警告フラグを立てる・修正レコード(タクシー運転手またはコールセンターが代理登録・修正したレコード)に注意フラグを立てる・事業者が警告・注意フラグのあるレコードを確認し、問題ない場合はフラグを外せるようにする・事業者が、修正する必要のあるレコードの実績修正を行う・事業者が、修正する必要のあるレコードの取消を行う・実績データの表示、修正、取消は、事業者の組織階層及び設定された参照・更新権限に基づいて制御する(※1補足説明参照)・事業者が、修正した場合は、利用者へ修正通知を行う(SMSでの通知、及びマイページお知らせへの通知を想定)・全ての警告フラグが無くなったら、提出ボタンを活性化する(最上位の組織階層事業者のみ)

			機能利用対象者		8者						
項 番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
25	05	事業者マイページ	05-04	チケット給付券利用実績登録	オンライン (マイページ)	_	0	-	-	_	・チケット給付券利用情報(実績データ)を登録する(スマートフォンを持っていない運転手からの申告により登録することを想定) ・登録する情報は、「降車(日時・場所)、運転手、チケット券種、チケット交付番号、利用金額(多胎児家庭事業)、メーター金額、給付額、障がい者割引額(重度障がい者事業のみ)、利用者支払額」を想定している(タクシー運転手が、これらの情報のメモを取る運用)・実績データの登録は、事業者の組織階層及び設定された参照・更新権限に基づいて制御する(※1補足説明参照) ・入力誤りによる他人のチケット利用を防止するため、チケット交付番号の番号体系チェック等を行うこと ・チェックポタン押下で実績データのチェックを行う(05-03と同じチェック)
26	05	事業者マイページ	05-05	チケット給付券利用実績報告	オンライン (マイページ)	_	0	_	_	_	・すべての入力、フラグ確認完了後、「提出」ボタンを押下して、実績報告する ・実績報告の報告フローは、事業者の組織階層及び設定された参照・更新権限に基づいて制御する (※1補足説明参照) ・「すべてのデータを確認しました」のチェックボックスにチェックがある場合、ボタンを活性化する ・提出後、提出済レコードのステータスを「提出済」にする
27	05	事業者マイページ	05-06	運転手情報登録	オンライン (マイページ)	_	0	-	_	_	・運転手情報を登録し、タクシー運転手IDを発行する ・運転手情報の登録は、事業者の組織階層及び設定された参照・更新権限に基づいて制御する(※1 補足説明参照) ・発行した運転手アカウント情報を作成する(運転手への通知は、事業者に任せる) ・指定のフォーマットのエクセルで運転手情報を一括アップロードで登録する(指定のフォーマットはいつでもダウンロードできるようにすること) ・登録情報は、下記を想定している →会社名、部署名①、部署名②、部署名③、乗車員氏名
28	05	事業者マイページ	05-07	運転手情報変更・削除	オンライン (マイページ)	_	0	-	-	_	・運転手情報の変更・削除を行う ・運転手情報の変更・削除は、事業者の組織階層及び設定された参照・更新権限に基づいて制御する (※1補足説明参照) ・指定のフォーマットのエクセルで運転手情報を一括アップロードで変更・削除する(指定のフォーマットはいつでもダウンロードできるようにすること)
29	06	大阪市チケット管理画面	06-01	ログイン・ログアウト	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・大阪市管理画面へログイン/ログアウトを行う ・パスワードを忘れた際の再設定を行う
30	06	大阪市チケット管理画面	06-02	チケット給付券利用実績報告受付	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	-	0	・当月分の実績報告の受付を行う(毎月〇日※未定) ・大阪市で受付た後、レコードのステータスを「大阪市受領済」にする

						機能利用対象者					
	大分類 F ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
	1 06	大阪市チケット管理画面	06-03	チケット給付券利用実績確認	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・各事業者が報告した実績を確認する ・実績の修正履歴は、修正者が確認できるようにする(タクシー運転手、事業者階層 1、事業者階層 2、事業者階層 3) ・必要に応じて差し戻しを行う
;	2 06	大阪市チケット管理画面	06-04	チケット給付券利用実績支払確定	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	_	・「支払確定」ボタン押下で、当月分の支払いを確定させる ・当月分の「実績総括表」を出力する ・当月分の「振込データ(CSV)」を出力する(※) ※CSVの出力項目は、「銀行コード、銀行名称、支店コード、支店名称、預金種目(1、2)+口座番号、受取人氏名、振込金額」を想定している。
	3 07	年度更新	07-01	チケット二次元コード更新	バッチ	_	_	_	_	_	・(重度障がい者事業)総合福祉システムより連携された「交付対象者一覧」「移動対象者一覧」を基に、チケット給付システムの更新対象者を抽出し、更新処理を行う ・(重度障がい者事業)交付対象者一覧、異動対象者一覧を基に、対象者のチケット二次元コードの 有効期限を更新する ・(多胎児家庭事業)現在の有資格者のチケット二次元コードの有効期限を更新する ・(多胎児家庭事業)項番1資格確認・資格停止の処理の後に実行するものとする
-	4 07	年度更新	07-02	チケット二次元コード更新通知	バッチ	_	_	_	_	_	・チケット二次元コード更新の内容を、SMS及びマイページのお知らせで通知する
;	5 08	事業者情報管理	08-01	事業者情報登録	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・チケット給付システムに事業者情報を登録する ・行政オンラインシステムにより申請された場合は、CSVアップロードにより事業者情報を登録する ・登録情報は、下記を想定している →事業者情報(契約事業者名、担当者、電話番号、住所、メールアドレス、登録日) →会社情報(会社名、事業所名、電話番号、郵便番号、住所、タクシー台数、給付券の取り扱い、あらましへの掲載、添付資料、車両サイズ) →口座情報(銀行コード、銀行名称、支店コード、支店名称、預金種目、口座番号、受取人名称カナ) ・エクセルをアップロードして登録できるようにする ・事業者IDを割り振る
;	6 08	事業者情報管理	08-02	事業者情報変更・削除	オンライン (業務管理画面)	-	-	0	-	0	・事業者検索、一覧画面、事業者詳細画面 ・事業者情報の変更、削除を行う ・エクセルでダウンロード・アップロードして変更・削除可能とする

		機能利用対象者									
項番	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
37	08	事業者情報管理	08-03	事業者お知らせ登録	オンライン (業務管理画面)	-	-	0	_	0	・事業者へのお知らせ登録を行う
38	09	利用者・事業者照会	09-01	利用者照会	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	0	0	・利用者情報(チケット給付券利用状況、ログイン状況等)の照会を行う ・利用者で検索できること(実施機関、制度、チケット交付番号、福祉台帳番号(重度障がい者事業)、氏名カナ) ・利用者情報をCSVで一括出力できること
39	09	利用者・事業者照会	09-02	チケット二次元コード更新	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	0	0	・発行された二次元コードチケット給付券情報の変更を行う ・利用者で検索できること(実施機関、制度、チケット交付番号、福祉台帳番号(重度障がい者事業)、氏名カナ) ・発行された二次元コードチケットの再発行を行う(チケット二次元コードが破損した場合など) ・利用者の資格が喪失した場合は資格停止を行う
40	09	利用者・事業者照会	09-03	事業者照会	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・事業者情報(申請情報、実績報告情報、ログイン状況等)の照会を行う ・事業者情報をCSVで一括出力する
41	10	お知らせ登録	10-01	利用者へのお知らせ登録	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・利用者マイページへのお知らせ登録を行う(個別通知、一斉通知) ・重要なお知らせには、重要フラグを付ける ・お知らせを通知する日時を指定できること
42	10	お知らせ登録	10-02	事業者へのお知らせ登録	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・事業者マイページへのお知らせ登録を行う(個別通知、一斉通知) ・重要なお知らせには、重要フラグを付ける ・お知らせを通知する日時を指定できること
43	10	お知らせ登録	10-03	タクシー運転手へのお知らせ登録	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・タクシー運転手へのお知らせ登録を行う(個別通知、一斉通知) ・重要なお知らせには、重要フラグを付ける ・お知らせを通知する日時を指定できること ・プッシュ通知を指定できるようにすること
44	11	その他	11-01	ユーザ権限管理	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・ユーザ・ユーザ権限の管理画面・ロール設定等を行う
45	11	その他	11-02	事業者階層別権限管理	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・事業者の組織構成(事業者、本社、支社等)の設定を行う(※1補足説明参照) ・組織構成は事業者によって異なるため、柔軟な階層設定に対応すること ・事業者が利用する各機能において、各階層に対する参照・更新権限を個別に設定可能とし、階層ご とに制御すること
46	11	その他	11-03	マスタ管理	オンライン (業務管理画面)	_	_	0	_	0	・各種マスタの登録、変更、削除を行う(事業マスタ)

						機能利用対象者					
	大分類 ID	大分類	機能ID	機能	区分	利用者	事業者	市職員	区職員	保守・ 運用 事業者	機能の概要
47	11	その他	11-04	外部連携API	АРІ	_	-	-	_	_	・配車アプリ、タクシー事業者の保有するシステム、本市の他システムとの連携を可能とするため、外部連携API(オープンAPI)を作成すること ・作成するAPIは、認証API(外部システムの認証、アクセス制御)、チケット給付券情報照会API(チケット残枚数・残金額、有効性の照会)、チケット給付券利用登録API(チケット給付券利用実績の登録、更新)、利用履歴照会API(過去の利用実績照会) ・主な仕様要件は、以下を想定している。 →認証方式:APIキー認証、通信:HTTPS、データ形式:JSON形式(リクエスト・レスポンス)、エラーハンドリング:標準HTTPステータスコードによる応答

※補足説明

事業者の組織階層及び、各機能の権限設定について

1. 事業者の組織階層について

事業者は、その規模や経営形態に応じて様々な組織構成を有している。 本システムでは、これらの多様な組織形態に対応するため、柔軟な組織設定を可能とすること。

2. 階層設定の考え方

(1) 階層レベルの定義

各階層は、組織の管理範囲、業務実施レベルに応じて区分され、システム上の権限設定と連動する仕組みとする。 事業者は、申請時に自社の組織構成に適した階層レベルを選択し、各階層における役割と責任を明確化することで、適切な権限管理を実現する。

第1階層:最上位組織(本社、本部等)

第2階層:中間管理組織(とりまとめ支社、支社等)

第3階層:中間管理組織(支社、営業所等)

第4階層:実施組織(個人事業、グループ等)

※上記は4階層だが、複数階層設定できるようにすること。 (最大5階層程度)

(2) 階層間の関係性

同一事業者内の各階層において、権限設定により、上位階層は下位階層の情報を参照・更新可能とする。また、実績報告の経路については、 下位階層から上位階層への報告ラインを確立し、組織の管理系統に沿った適切な管理を実現する。

(3) 想定される組織階層パターン

(階層パターン例)

パターン①	パターン②	パターン③
法人タクシー会社(支社なし)	法人タクシー会社(支社あり)	個人タクシー協会
第1階層:本社	第1階層:本社	第1階層:協会
第2階層:一	第2階層:支社	第2階層:とりまとめ支部
第 3 階層: -	第3階層:-	第3階層:支部
第4階層:一	第4階層:一	第4階層:個人事業主
第5階層:一	第5階層:一	第5階層:一

3. 各階層の機能制御

事業者が利用する各機能において、各階層に対する参照・更新権限を設定できるものとする。

【機能毎の権限設定】

【機能毎の権限設定】									
機能ID	機能	権限制御							
05-01	ログイン・ログアウト	全ての階層で利用可能							
05-02	お知らせ確認	参照権限を付与すると、自身と下位階層に通知されたお知らせを参照できる							
05-03	チケット給付券利用実	参照権限を付与すると、自身と下位階層の実績データを表示できる							
	績表示・修正・取消	更新権限を付与すると、自身と下位階層の実績データを修正・取消できる							
05-04	チケット給付券利用実	更新権限を付与すると、自身と下位階層の実績データを登録できる							
	績登録								
05-05	チケット給付券利用実	更新権限を付与すると、自身と下位階層から報告された実績データを自身の1つ上の階層へ報告できる							
	績報告								
05-06	運転手情報登録	更新権限を付与すると、所属する事業者の再下位階層へ運転手を登録できる							
05-07	運転手情報変更・削除	更新権限を付与すると、所属する事業者の運転手情報を変更・削除できる							

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
- (1) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。)は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)に、暴力団員又は暴力団密接 関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。 また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原 材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長(以下「監督職員等」という。)へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例 第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の 適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変 更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
 - 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特 記 仕 様 書

(条例の遵守)【5条関係】

- 第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。 (公益通報等の報告)【6条2項・12条2項関係】
- 第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報 の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。
- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(福祉局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課(連絡先:06-6208-7911)に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規 定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
 - ※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます

https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意の みで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認 すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- ・ 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用することなお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティ の確保を徹底して適切に運用すること